

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和5年10月12日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
会計管理者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘書課長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財政課長	糸 賀 修
総務部次長兼 人事課長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石 野 尚 生
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下水道課長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和5年第3回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	1. 職員数について 2. 市民サービス提供主体の多様性について	①牛久市の定員管理上の職員数と総務省の定員モデル職員数について ②牛久市が最優先課題とする職員問題が年齢構成の偏りの是正とする理由について ③職員採用の状況とその対応について ①指定管理者制度の活用状況について ②施設管理運営事業の担い手としての公益財団法人の必要性について ③公益財団法人の設立について	市長 関係部長
2. 鈴木 勝利 (一問一答方式)	1. 耕作放棄地の現状と対策について 2. 不登校支援について	(1)「耕作放棄地」「遊休農地」「荒廃農地」の定義 (2)本市の耕作放棄地の面積と推移 (3)耕作放棄地の問題点 (4)耕作放棄地の増加の原因 (5)耕作放棄地の増加に対する対策 (6)耕作放棄地の増加に対する今後の取り組み (7)対策上、取り組み上の課題 (1)本市の直近の不登校児童生徒の状況 (2)不登校児童生徒の状況の把握方法 (3)児童生徒・保護者が感じる「相談のしづらさ」等に対する改善方法 (4)「学校への登校という結果のみを目標にしない」との教育機会確保法に基づく基本方針の周知の有無と周知方法、その徹底状況	市長 副市長 教育長 関係部長

		<p>(5) 民間施設の支援情報の提供の有無と提供方法</p> <p>(6) 学校外支援施設に通う児童生徒のフォローアップ状況（人数把握・学習状況・支援策の振り返り）</p> <p>(7) 学校や学校外施設に全く通えない状況にある児童生徒数とその支援策</p> <p>(8) 仮想空間「メタバース」を活用した不登校支援に対する考えとその導入に対する考え</p>	
3. 山本 伸子 (一問一答方式)	<p>1. 食育の観点からみた学校給食</p> <p>2. 当事者の視点にたった介護サービスと介護認定制度</p>	<p>(1) 学校給食の設置方式と近隣市町村の状況及び市が自校方式を選択した経緯について伺う。</p> <p>(2) 食育推進基本計画に沿った学校給食の充実について伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養教諭の役割 ・ 地場産物の推進 <p>(3) 物価高騰の影響による食材費支出額と給食費収入額の現状と課題について伺う。</p> <p>(4) 調理業務委託料の現状と今後について伺う。</p> <p>(5) 学校給食費を無償化した場合の無償化を継続させるための安定財源について伺う。</p> <p>(1) 介護保険における特定福祉用具購入費及び住宅改修費制度について伺う。</p> <p>(2) 介護認定調査の現状と判定結果の公開状況について伺う。</p> <p>(3) 介護認定業務の現状と課題について伺う。</p>	市 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長
4. 塚原 正彦 (一問一答方式)	1. 牛久市における若者の人口流出の要因と課題を克服するための戦略	茨城県内の若年層「15～19歳」「20～24歳」の県外への転出超過が顕著で、県は課題解決に向けた取り組みを模索している。牛久市における若年層の転出動向と	市 副 市 長 関 係 部 長

		その要因を分析し、課題解決に向けた施策を検討しているかについて伺う。	
	2. 牛久市役所の構想力と政策立案力をみがきあげるための人材養成	地域間競争において選ばれるまちになるためには、牛久市の強みと弱みを理解し、中長期の視点にたち政策立案ができる人材の配置とその養成が緊要の課題である。令和6年度から中央省庁および地方公共団体、民間企業との人事交流、専門人材の登用について実行できる仕組みを検討しているかについて伺う。	市 長 関 係 部 長
	3. DXへの牛久市の戦略対応と図書館を起点にした人づくり構想	①業務の効率化をはかるだけでなく、デジタルの力を活用し、地域社会課題の解決や魅力向上を図るための総合的なDX戦略策定を検討しているかについて伺う。 ②牛久市の図書館のデジタル化の現状と近隣市町村との比較について伺う。 ③戦略的なDXプロジェクトを展開するためには、あらゆるデジタル業務を図書館に集約し、図書館を起点にしたDX展開を想定することが考えられるがその所見を伺う。	市 長 関 係 部 長
	4. 市長選挙で争点とされた牛久市の財政の硬直化について	9月10日に実施された市長選挙において、平成29年度以降に実施された大型公共事業により、市債残高が307億円から331億円に増大し、借金に依存し続ける深刻な財政危機にあるとの指摘がされた。牛久市の財政の硬直化と健全度の具体指標について伺う。	市 長 関 係 部 長
5. 柳井 哲也 (一問一答方式)	1. 中心市街地のまちづくりについて 9月20日発表の基準地価によると牛久駅周辺よ	1. 牛久駅周辺のまちづくりをどのように考えているか。 2. ひたち野うしく駅を中	市 長 関 係 部 長

	<p>りもひたち野うしく駅周辺の地価上昇が顕著である。魅力のある土地であるかどうかはまちづくりによっても変わる為極めて重要である。</p> <p>2. 牛久市国際交流協会の活動内容について</p>	<p>心とするまちづくりについては。</p> <p>1. 目的とこれまでの活動内容について 2. 児童・生徒の為の交流について</p>	
<p>6. 加藤 政之 (一問一答方式)</p>	<p>1. 災害時の市の対応について</p> <p>2. 新市長の基本政策6つの柱の、移住政策の推進について</p>	<p>災害時、市や避難所における、水や食料品、その他の備品等の備蓄状況はどうなっているか。</p> <p>6月の台風2号における周辺自治体の越水被害などが確認されたが、本市の水害を受けてのハザードマップの整備状況はどうなっているか。 また、隣接市の越水などの状況はリアルタイムで市民に伝わっていたか。</p> <p>防災アプリがスタートしているが、利用状況と牛久市の登録者数はどのくらいの人数か。</p> <p>市外、県外、首都圏からの流入人口の変化、伸びの現状は。</p> <p>わくわく茨城生活実現事業の利用者の状況について。</p> <p>空き家活用法の具体案、空き家を改築して低額で貸し出すなどの、ハード面への取り組みについて</p> <p>市外に出向いての牛久市への誘致や、アピールの取り組みの現状と今後について。</p>	<p>市 長 関 係 部 長</p> <p>市 長 関 係 部 長</p>

<p>7. 杉森 弘之 (一問一答方式)</p>	<p>1、小中学校給食の無償化</p> <p>2、介護保険の負担増と高齢者向け住まい</p> <p>3、人事行政</p>	<p>(1)市長選の3候補が選挙公約にしていたが、市民の要望をどのようにとらえているか</p> <p>(2)給食における市内産品・有機農産物の使用率</p> <p>(3)現在の小中学校における給食費の物価高騰分の免除の金額と給食費総体に対する割合、経済的な理由等による免除の対象数、金額と割合</p> <p>(4)小中学校給食費の完全無償化のために必要な経費(すでに免除されている分を除外)、市民の理解、財政収入・支出における工夫が必要ではないか</p> <p>(1)2024年の介護保険見直しに向けての視点</p> <p>(2)市内65歳以上の高齢者数、高齢者だけの世帯数。高齢者が一緒の世帯数</p> <p>(3)要支援1、要支援2～要介護2, 要介護3以上の方の人数</p> <p>(4)65歳以上の高齢者世帯の年収を、100万円区切りで1,000万円以上までの世帯数と割合</p> <p>(5)市内の「高齢者向け住まい」の入居費用の相場はどの程度か</p> <p>(6)特別養護老人ホーム待機者と要介護2以下の人で「高齢者向け住まい」に入れない人数と対策</p> <p>(1)職員数 常勤職員数の慢性的不足、2015年、2019年、2023年の常勤職員数の推移、2022年当初の職員計画数と結果、その理由、今後の採用計画</p> <p>(2)給与 一般行政職の平均年収は県内特に県南の他自治体と比較してどのように認識しているか、</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>
------------------------------	--------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

		<p>ラスパイレス指数と県内順位、今後の給与施策</p> <p>(3)労働時間 上限規制の内容、時間外労働の月平均、法定上限の月45時間以上者数、過労死ラインの月80時間以上者数、年休処理数、介護休暇取得者数、育児休業取得者数、分限・懲戒処分数の2015年、2019年、2023年の推移と対策</p> <p>(4)労災職業病とハラスメント 療養休暇取得者数、工作中的の交通事故発生数、ハラスメント発生数の2015年、2019年、2023年の推移と対策</p> <p>(5)会計年度任用職員 常勤職員採用試験の年齢制限、全員パートタイム扱い、勤勉手当の不支給、準用する給料表は1級・2級のみ、これらに固執する理由、解決策</p> <p>(6)障がい者の雇用政策 現在の任用率と「障害者雇用の円滑化のために」採用後の合理的配慮のための手順の実行状況、今後の方針</p>	
8. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	(1) 牛久シャッターの発展的な見直しについて	<p>①牛久シャッターに対する発展的な見直しとはどのような見直しをするのかどうか市長の考えをお聞かせ下さい。</p> <p>②2021年4月から2023年3月まで設置していた特別委員会での審議内容をどのように考慮されるのか。</p> <p>③牛久駅前から牛久シャッターにかけて、かつてのにぎわいを取り戻したいとの考えですが、そのビジョンについてお聞かせ下さい。</p> <p>④牛久シャッターは一部ではなくフル活用をしたいとの考えですが、今後の運</p>	市 長 関 係 部 長

	(2) 国保について 後期高齢者医療について	営体制についてお聞かせ下さい。 ①無保険者数と短期保険証 令和2年度～4年度迄 ②収入に占める保険料と負担割合	市長 関係部長
9. 伊藤 知子 (一問一答方式)	1. 带状疱疹予防ワクチン助成について 2. 全ての自転車利用者の、ヘルメット着用義務化への取り組み	・県内他市において公費一部助成の導入が進んでいるが、市医師会と、どのように相談されたか等、本市においての進捗について伺う ・ワクチン助成額と導入についての見解を伺う ・本市における自転車事故の状況とヘルメット着用の現状を伺う ・ヘルメット着用の習慣化に向けて伺う ・ヘルメット購入費助成制度導入への見解を伺う	市長 教育部長 関係部長
10. 藤田 尚美 (一問一答方式)	1. 視覚障がい者のための「音声コード」の利用促進 2. 子育て支援 3. GIGAスクールの課題と対策について	・牛久市の現状 ・文字が見えない、読みにくい見えにくい方への支援 ・音声コードの普及の考え ・少子化問題への対策 ・子育て世代のニーズ調査 ・子ども医療費助成制度の見直しの考えは。 ・療育の必要な子どもたちのために、児童発達支援センター設置の進捗状況 ・利活用状況 ・課題にあわせた対策	市長 教育部長 関係部長
11. 水梨 伸晃 (一問一答方式)	1. 牛久市の公園の今後について	①公園の維持補修状況 年間費用 今後の予定 ②大規模公園を整備してはどうか 牛久市に大規模な公園が無いことについてどうお考え	市長 副市長 関係部長

	2. 新市長の政治姿勢について	<p>か</p> <p>①市長選での公報の内容について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの医療費 2. 教育格差 3. 小中学校の給食費 4. 市役所の待ち時間 5. 災害時の逃げ遅れ 6. 交通弱者・移動困難者 7. 介護待機者 8. 牛久シャトーやエスカード牛久ビルの空きテナント <p>②市職員の配置転換について</p> <p>適材適所を見出し意欲向上を図るということだが、どのようにコミュニケーションを図るのか</p> <p>③身を切る改革について</p> <p>市長の退職金をゼロにする、または減額する考えはないか</p>	市長 副市長 関係部長
12. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 牛久シャトーの施設貸し出しについて</p>	<p>①公約の諸計画への反映、市としての市長マニフェストの作成</p> <p>②補正予算、予算の執行停止により早期に政策を実現する考え</p> <p>③人事権について</p> <p>④組織体制について</p> <p>⑤DX化の推進</p> <p>⑥トップセールスや他市町村・国・県、民間企業との関係構築</p> <p>⑦入札制度についての考え</p> <p>①市長選時に牛久シャトーを選挙事務所として貸し出した際の手続きの流れ</p> <p>②市の所感</p> <p>③貸し出し基準を明確化するよう、市から牛久シャトー（株）に助言するべきと考えるが</p>	市長 副市長 関係部長
13. 大森 和夫 (一問一答方式)	1 職員の定数などについて	職員定数、欠員、中途退職、ハラスメント、経験者	市長 副市長

	<p>2 環境災害防災関係について</p> <p>3 学校給食費の完全無償化について</p> <p>4 18歳未満の医療費完全無償化について</p> <p>5 牛久消防署の建て替えについて</p> <p>6 税収増・人口増の政策・方針について</p>	<p>独自採用</p> <p>太陽光発電・蓄電池・修理の補助 雨水タンク助成</p> <p>牛久市での実施予定</p> <p>牛久市での実施予定</p> <p>現行住所の建替えか移設か老朽化対策</p> <p>農家直売所、牛久沼のレジヤーター化（釣り、ボート、ウインドサーフィンなど竜ヶ崎市や国との共同事業） 道の駅うしく：国道6号、国道408号沿いで牛久駅ビル、奥野地区 新規宅地開発、大型商業施設、キャンプ場、事務所提供、ふるさと納税など</p>	関係部長
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. 市長の政治姿勢について	<p>1) 掲げた基本政策について</p> <p>①医療・福祉で健康長寿への支援として、加齢性難聴者の補聴器購入助成について</p> <p>②地域振興として、移住政策を進めるために、具体的な条件整備・政策は。さらに増えている空家の有効活用は。</p> <p>③住井すゑ文学館の整備充実について</p> <p>④公立学校の教職員の働き方について、市における長時間勤務の実態把握と改善について</p>	市長 教育長 関係部長
15. 小松崎 伸 (一問一答方式)	<p>令和4年度決算の検証と今後の財政運営</p> <p>1. 令和4年度決算の検証</p>	<p>・歳入、歳出ベースでの検証 地方交付税、扶助費</p>	市長 関係部長

	2. 今後の財政運営	<p>公債費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支状況 ・健全化判断比率の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源確保 ・基金の確保と市債残高 ・現在の物価高への財政的対応 ・次の感染症危機に備えるための財政的対応 ・今後、目指すべき地方財政の在り方 	
16. 須藤 京子 (一問一答方式)	<p>1. 令和4年度決算について</p> <p>2. 第三セクター各社の令和4年度決算状況と今後の展望について</p> <p>(1) 牛久グリーンファーム株式会社について</p> <p>(2) 牛久シャトー株式会社について</p> <p>(3) 牛久都市開発株式会社について</p>	<p>1.</p> <p>(1) 令和4年度決算の総括及び財政状況について伺う。</p> <p>①歳入に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の動向 ・譲与税・交付金の動向 ・地方交付税の動向と臨時財政対策債 <p>②歳出に関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常経費（人件費、扶助費、公債費）の動向 ・投資的事業の状況、国庫補助金の動向 <p>③財政指標が示す市の財政状況と市政運営</p> <p>2.</p> <p>(1) 牛久グリーンファーム株式会社の令和4年度決算状況、同社が果たす社会的役割と市の責任について伺う。</p> <p>(2) 牛久シャトー株式会社の令和4年度決算状況、同社が果たす社会的役割と市の責任について伺う。</p> <p>(3) 牛久都市開発株式会社の令和4年度決算状況、同社が果たす社会的役割と市の責任について伺う。</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

17. 高嶋 基樹 (一問一答方式)	1 豪雨災害について	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と対応について ・農作物の被害について ・被災農業者への窓口対応について 	市長 関係部長
18. 磯山 和男 (一問一答方式)	<p>1 増える自然災害への防災姿勢について</p> <p>(1) 牛久市防災会の在り方</p> <p>(2) 牛久市防災士部会の在り方</p> <p>(3) 要援護者台帳について</p> <p>2 奥野地区の現状と今後について</p>	<p>(1) 自然災害による被害が大きくなっている現在、防災会がになう役割について伺う。</p> <p>(2) 牛久市防災会の内部組織としての役割について伺う。</p> <p>(3) 要援護者台帳の意味あいと使い道及び当該台帳に登録されていない援護を必要とする者の情報把握について伺う。</p> <p>奥野地区住民の想う気持ちと望む声を聞いていただき意見を伺う。</p>	市長 関係部長
19. 出澤 大 (一問一答方式)	1. 沼田市長の6つの基本政策について何点かうかがいます。	<p>1. 「異次元の少子化対策」を加速させる為、牛久市独自の子ども子育て政策を加速させるとありますが牛久市における少子化の現状の何が問題だと認識し、その問題をどう改善しようとお考えか。</p> <p>2. 包摂社会とは「医療・福祉」分野だけではなく「子ども子育て政策」にも、そして「教育」にも大切な「誰一人取り残さない」という理念そのものであるとの認識です。現在の日本はそうっていないと私は感じていますが、沼田市長はなぜ包摂社会を作りたいとお考えになったか。</p> <p>3. 硬直した市財政の改革とは具体的には何を指し、どう改革すべきとお考えか。</p> <p>4. ふるさと納税の活用も</p>	市長 関係部長

	<p>2. 牛久市の各基金についてうかがいます。</p>	<p>挙げておられますが、ふるさと納税について牛久市の現状、本来は本市に入るべき税収がどれほど流出してしまっていて、それをどう改善しようとお考えか。</p> <p>5. 市内の活発な交流の為に交通インフラ整備を進めるとあります。これにも大いに賛同しますが現行のシステムのどこに問題を感じ、どう変えようとお考えか。</p> <p>1. 財政調整基金の令和4年度末見込み額と決算額を比べると12億円ほどの上振れがありますがこれほどのような背景があるのかをうかがいます。</p> <p>2. 一般的に財政調整基金は標準財政規模の10%～20%が適正と言われており、総務省が平成29年度に行った全国調査でも、「5%超～20%以下」とする回答が最も多い結果でした。 牛久市の令和4年度でのその割合は21.1%となっていますが、この事についての受け止めをうかがう。</p> <p>3. 牛久市は臨時財政対策債については借金として捉えた管理を行っておりますとHPに記載されています。しかし総務省のHPでは、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されていますとあります。 この事についての受け止めをうかがう。</p> <p>4. 減債基金残高は令和2年と令和3年とを比べるとほぼ倍増し令和4年度</p>	
--	------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>3. 小中学校給食費の無償化について</p> <p>4. 学校教室における異常な高温対策について</p>	<p>もそれが維持されています。減債基金の適切な残高とはどれくらいと想定し、また何を根拠としているのか。</p> <p>1. 先の令和5年第二回定例会で採択された請願第4号【小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書】についてですが給食費の無償化について、その後の進捗をうかがう。</p> <p>2. 茨城県内では11自治体で既に給食費の無償化が行われており、一覧表にその自治体のデータをまとめています。一見すると他市町村で行えて牛久市でできないとは思えないのですが無償化に踏み切れない一番大きな理由についてうかがう。</p> <p>1. 本年7月に議会見学に来られた下根中学校の生徒から、教室がかなり暑くて午後になるとエアコンが効かずとても暑いとの意見がありました。平成30年に文科省から出された学校環境衛生基準の一部改正についての通知によると、最低限必要な測定器の精度を示すよう見直したこと、望ましい温度の基準を17℃以上、28℃以下に見直したとあります。牛久市立の小中学校の教室の室温はどうなっているのかをうかがう。 各校、一番暑い教室の位置と室温をお示してください。</p> <p>2. なぜエアコンがついていてもこれほどまでに教室内の温度が高いのか？執行部の認識をうかがう。</p>	
--	---------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>5. マイナカードについて</p>	<p>現在積み増されている基金を、将来の電気代抑制の為、何より生徒の健康の為の断熱工事に資金を投ずるべきだと考えるが、執行部の考えをうかがう。</p> <p>1. 本市におけるマイナカードの発行数、人口に対する発行率、それぞれをうかがう。</p> <p>2. 市内の病院やクリニックなど、保険証が必要になる施設において、マイナ保険証を使用する際必要になる顔認証付きカードリーダーの設置状況についてをうかがう。</p> <p>3. 全国の市区町村長を対象に共同通信が実施したアンケートによると、90%がマイナンバーカードに関する事務負担を重いと感じている。また、来年秋に予定されている現行保険証を廃止する方針に対し4割超が延期を求めているとの新聞報道もありました。 この件に関しての本市の受け止めをうかがう。</p>	
--	----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

令和5年第3回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和5年10月12日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時07分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は19人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 改めて、皆さん、おはようございます。今定例会、一番最初、トップでの登壇になります。今期は無党派で活動しています池辺己実夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

まず初めに、9月10日に執行されました牛久市長選挙で見事に当選されました沼田和利市長に心よりお祝いを申し上げます。沼田市長におかれましては、これからの4年間、公約に挙げた数々の政策の実現を目指し、御活躍されることを御祈念申し上げます。特に牛久市は、牛久シャトーや牛久大仏といった県内でも有数の観光資源を有するほか、他自治体と比較しても様々な観光資源が豊富にあると思います。しかし、これまでそれらの観光資源を十分に活用した政策が実施されていないと私は強く感じておりました。そのような中で、当選直後の新聞取材に、まずは観光振興と職員の意識改革に取り組みたいと強い決意を語られたことで、沼田市長の取組の第一に、観光政策の充実が挙げられたと理解いたしました。これから行います私の一般質問が、市長が職員の意識改革を行う上で、職員意識の現状把握の1つの助けになればと思って一般質問を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問では、前回6月定例会で質問した内容を踏まえて質問を進めてまいりたいと思います。沼田市長におかれましては、就任間もないこともあり、業務や職員の現状を把握するにはあまりにも時間がない中での一般質問となりますが、私自身が日々感じている市役所の現状をるる申し述べつつ質問させていただきますので、誠に僭越であります。私の質問を通して市役所の

現状を推察していただき、これからの市政運営の参考にしてもらえればと、私の思いを込めて質問したいと思います。

私は、前回文化スポーツの振興をテーマに一般質問を行いました。この質問の趣旨といたしましては、文化スポーツの振興施策のマネジメントと実践、両方の役割を担うことによって、顕在化している不具合を明らかにし、そのことによる弊害や課題を解消する方策の1つとして、近隣自治体との連携や民間活力の活用という手法について、市の考え方や取り組む意思を持っているかをお尋ねするものであります。

執行部答弁において、牛久市単独で振興を展開することに限界が見えており、これからは近隣市町村との連携による広域的な対応も必要であるなど、私が意図する趣旨とほぼ同じ方向を持った前向きな答弁をいただいたと強く感じた次第です。そして、このような解決方法を実行に移すためにも、全庁舎的、横断的に検討すべき課題であるとの認識を全職員が共有し、企画部門が中心となって調査研究を進めていただきたいと強く思ったところであります。

そういった中で、同僚議員が行った一般質問の執行部答弁の中で、特に大変気になったところがあり、それは私が行った一般質問の趣旨にも通ずるところがありました。同僚議員の答弁を聞いた私は、今の牛久市には調査研究といった、本当に悠長なことを言っている状況ではなく、今すぐにでも対策を講じなければならないのではないかと強く感じたことから、前回に引き続き、さらに掘り下げた内容で市の考え方をお伺いする必要性を強く感じました。

そのため今回の質問では、同僚議員への答弁を引用しながら、前回質問で明らかとなった弊害や課題の解消のための本当に具体的な方策の実施について、牛久市のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

前置きが大変長くなりましたが、同僚議員の質問で気になったところというのは、職員数に関する執行部答弁についてであります。同僚議員が類似団体などの職員数の例を挙げて、職員数の少なさを指摘されておりましたが、執行部からは、令和3年4月1日時点で牛久市の人口が8万4,696人で、定員管理上の職員数は348人、最新の数値では353人であるとの答弁があり、当市の職員採用において、年齢構成の偏りの是正を最優先課題として捉え、採用計画を策定して、令和10年度までに定員管理上の職員数を430人程度になるよう、長期的、継続的な視点に立った計画的な採用を実施していきますとの答弁がありました。当時の根本市長も、現状の職員数ではちょっと少ないと思われるようで、職員数は430人程度が望ましいと答弁されておりました。

そこで、地方公共団体の定員数について、私もちょっとだけネットで調べてみたのですが、地方公共団体の職員定数では、総務省が定員モデル数というものを示しているようですが、牛久市の現在の職員数は、総務省の定員モデル数と比較してどのような状況なのでしょう。

そこでお伺いします。現在分かる時点で結構ですので、牛久市の定員管理上の職員数と、総務省の定員モデル職員数について、それぞれ何人となるのかお示してください。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 一般行政部門を対象として、地方公共団体の部門ごとの職

員数と平均的な試算で職員数を部門別に参考指標として算出することができる総務省の定員モデルでございますが、第10次定員モデルにより算出した職員数は357人となっております。これは、当市の平成30年度の職員数を基礎として算出されている人数でございますが、令和5年度における当市の職員数は353人ですので、総務省の定員モデルの試算とほぼ同数と認識しております。

なお、この定員モデルは、地方公共団体の地域特性や地域の実情を踏まえた人事行政の実施を前提として、あくまで参考指標として算出されたものであることを申し添えます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 どうもありがとうございました。

正直、ここにいるみんな結構びっくりしているのではないかと思います、牛久市が定員モデル数と一緒にというのは。牛久市は、私は少ないと思っていたのですよ。だから、日本中の自治体はかなり定員数というか、人数が多いというふうに、総務省の定員数と比較すると、そういう感じを受けますよね。結論から言えば、地方自治体の本当に皆さんの大変な仕事を総務省は分かっているか、机上の空論みたいな形で策定しているのかなみたいな印象を受けました。

それでは、続けます。牛久市の定員管理上の職員数は、この10年間、大体350人から355人程度で推移し、全く増加していません。そのような状況にありながら、5年後の令和10年度に、今より約80人も多い430人程度まで職員を増やすという計画は、実現が本当に可能なのでしょうか。これまででもいろいろな事情、コロナとかいろいろなことがあって、計画どおりにいかなかったとは思いますが、この数年については、定年退職者も多くなることは、本当に事前から分かっていたことですし、早期退職がある程度発生することも予測して採用計画を調整する必要があったのではないのでしょうか。にもかかわらず、職員数が増えていない、予定どおりに採用できていないという状況は、もしかすると市民サービスの低下につながりかねない、本当に重要な問題だと思います。

ここは結構大事なところなのですが、総務省のホームページでは、地方公共団体の定員数は、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければならないとされていますが、地方自治体の職員数については、その自治体の業務実態に即した職員数となっているかどうかをしっかりと見極めた上で適正な規模を定めて、住民サービスに努めるよう、人事部門におかれましては、着実な職員採用の努力をしていただくことを切に望みます。

それでは、次の質問ですが、6月の定例会での執行部答弁を聞いた時点で私は、なるほど牛久市は長期的かつ継続的な視点で計画的に職員を採用していくんだなとそのときは思いましたが、よく考えてみますと、大きく増加が期待できない昨今、今から5年後、令和10年のことです。業務量とか、仕事量ですかね、職員の皆さんが日々行っている仕事の内容、やっぱり人口が減っているんで、さほど大きな違いが生じるとは考えづらいと思います。ということは、職員の皆さんの今の仕事量と、5年後の令和10年度の仕事量とは、そんなに大きな違いはないこととなります。それならば、今現在本当は430人程度の職員数が必要なのに、80人近く少ない職員数

で仕事をしているということになるのではないかと私は考えました。

執行部答弁では、年齢構成の課題の是正を最優先課題としてと言っておられましたが、時間をかけて年齢構成の偏りを是正するなどという、本当に悠長なことを言っていないのではないのでしょうか。まずは必要な職員数を確保することが最優先課題なのではないのでしょうか。もちろん組織として、これは会社も一緒ですが、経験の豊富な職員から少ない職員がバランスよく配置されて、初めて質の高い会社にもなりますし、質の高い仕事もできる体制が整うことは分かっています。そのためには、ある程度の職員数が必要になることは、私は間違いないと思っています。

そこで質問ですが、適切な職員数の確保という課題こそが、最も最優先的に解消すべき課題だと私は考えているのですが、なぜ牛久市は年齢構成の偏りの是正を最優先課題とするのでしょうか、その理由を聞かせてください。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 年齢構成の偏りの是正を最優先とする理由ですが、長期的に安定した組織運営を図るためには年齢構成を平準化し、過去に経験した定年による大量退職の弊害を回避する必要があると考えております。しかしながら、将来の心配ばかりではなく、今まさに目の前で起こっている職員数の不足を解消するために、40歳代後半まで受験できる枠を設け、即戦力となる人材確保にも取り組んでおります。年齢制限を設けずに試験を実施している自治体もございしますが、当市におきましては、年齢構成の早期正常化を図るとともに、様々な分野でノウハウを蓄積し、後進に継承しながら、長期的に市政を担える人材を育成してまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 今の説明ありがとうございます。ただ、私も市役所内部を回って、いろんな職員から、人が足りないんだよなということをよく耳にして、私もその実情、議会事務局に関してもその実情は一緒です。このような状況は、業務実施に対する質の低下など、市民サービスへの直接的な影響といったことばかりでなくて、ここにいる職員の方は皆さん優秀ですけれども、目の前の業務をこなすことだけに集中して、結果的に中間層職員の若年層職員への指導とか、教育の時間が短くなってしまったり、近い将来、管理職に登用される中間層職員の指導力が不足して、若年層職員の人材育成が十分に行われなくなるなど、様々な問題というか、弊害が危惧されます。

市民へのサービス提供の最前線に立つ職員の皆さんが、本当に十分な知識や技術を習得し、さらには管理職として市の政策遂行のために必要な指導力がしっかりと身につけられるような組織づくりには、職員の資質だけでなく、数の問題も大きく関係すると思いますが、人数の確保を優先すべきではないかという点について、再度お伺いします。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

職員の資質だけではなく、職員数の確保は大変重要な問題であると、課題であると考えております。質問にもございました、中間層職員のマネジメント能力を向上させるためにも、現在不足している中間層の採用に注力するとともに、全体職員数にも配慮しながら積極的な職員数の確保

に努め、若年層職員の育成、管理職に必要な指導力の習得など、将来を見据えた人材育成に取り組んでまいります。

今後も中間層職員のマネジメント能力の向上を目的とした階層別研修などを継続的に実施し、各階層の職責に応じた能力を習得できるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 それでは、次の質問に入ります。

平成30年度から令和5年度の職員数の推移は、平成30年度の355人に対して、令和5年度の353人と、2名の減との答弁がありました。繰り返しになりますが、この6年間で職員数が増えていないという現状の中で、定員管理上の職員数をあと4年ですか、令和10年度までに、5年ですか、令和10年度までに430人程度にするという計画は、本当に達成が可能な計画なのでしょうか。

私は、今回この質問をするのに、近隣の市町村の人たちにも伺ってきたのですが、ある町では職員募集をしたところ、エントリーシートが1通も届かなかったとか、また別の市では募集に対して採用数に達することができず、追加の採用試験を実施した近隣自治体が幾つもありました。こういったことを言っては失礼なのですが、就職先として、余り給料もよくない牛久市役所職員といった職種の魅力が薄れているのかなとも思ったりしています。

そこで質問ですが、当市の採用試験において、募集人数に対する採用人数はどのような状況であったのか。また、募集人数に達しなかった場合はどのような対応をなされたのか。平成30年度から令和5年度に実施した職員採用における牛久市の対応状況をお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 直近6年間の職員採用試験における応募者数と採用人数の推移についてですが、応募者数、合格者数、辞退者数、採用者数の順に申し上げますと、平成30年度が2回実施しまして185人、21人、1人、20人、令和元年度が2回実施で184人、25人、6人、19人、令和2年度が1回実施で130人、18人、0人、18人、令和3年度が3回実施で256人、32人、3人、29人、令和4年度が2回実施で207人、19人、6人、13人、令和5年度の今年度ですが、1回目の試験が85人受験しまして13人、1人、12人となっております。

ほかの自治体との併願により試験を途中で辞退する受験者も増えており、最終合格を通知した後の辞退も少なくないことから、計画どおりに採用できておらず、特に本年度においては、臨時的任用職員を採用して欠員を補充している状況でございます。この状況を少しでも早く改善するため、継続的な採用試験の実施はもとより、業務の見直しを図り、職員の業務負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ここまでの質問で牛久市は、職員数は少ないが、市民サービスの低下を招かないよう、優秀な職員の皆さんが頑張っている。職員数を伸ばすというか、増やす計画はあるが、計画どおりに採用が進むかは、これまでの状況からも何とも言えない、分

からない、増やせるかなみたいな形だと改めて確認できました。

それでは、これまで確認してきた問題や弊害の解消策について、少し視点を変えて考えてみたいと思います。例えば少ない人数に合わせて、皆さんの仕事の量を減らすということは考えられないのでしょうか。市役所の仕事を減らすというと、即、市民サービスの低下につながるかと、池辺何言っているのだみたいな声が聞こえそうではありますが、市民サービスを低下させずに仕事の量を減らす方法はないのでしょうか。例えば沼田市長もよく言葉にしている、最近耳にすることも多くなってきたDX、デジタルトランスフォーメーション、市役所業務がDX化を進めて業務効率を上げ、職員の負担軽減を図りながら市民サービスの向上も図れるよう、ぜひ取り組んでいただきたい業務改善の一つであります。

6月の一般質問で私は、文化・スポーツの振興の取組方法として、民間活力の活用という点を質問いたしました。牛久市は、文化スポーツ施設の維持管理の一部を民間事業者へ業務委託しているものの、運営形態は直営によるものであることは周知のとおりであります。仮にこれから、文化スポーツの施設管理や運営そのものを民間事業者へ任せることができれば、現在それらの業務に従事している職員を、不足している他の業務に配置転換することが可能となるのではないのでしょうか。

そこで伺います。現在、牛久市で指定管理制度を利用した業務はあるのでしょうか。あるのであれば、どのような業務について指定管理制度を活用し、どんな企業が運営を任されているのか。また、指定管理制度を活用する以前は直営で実施していた業務だと思いますので、その業務に従事する職員数はどのように変化していったのでしょうか。数値的な変化と内容的な変化の両方をお示しください。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 当市では、指定管理者制度を利用し、牛久自然観察の森の運営、市営駐車場及び駐輪場の管理運営、こども発達支援センターのぞみ園の業務について活用しております。

初めに、牛久自然観察の森の運営につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入し、施設及び設備の維持管理、自然に親しむ学習活動の指導及び啓発、自然環境の保全及び里山保全活動の育成並びに指導を主な業務とし、当該管理運営に係る月次報告書及び年次報告書を確認しております。

次に、市営駐車場及び駐輪場の管理運営につきましては、平成27年度より指定管理者制度を導入し、駐車場及び駐輪場の利用許可並びに一時利用の承認、施設及び附帯設備の維持管理、利用料金の徴収に関することを主な業務内容とし、当該管理運営に係る月次報告書及び年次報告書を確認しております。

続きまして、こども発達支援センターのぞみ園につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入し、児童福祉法の児童発達支援事業及び施設管理に関することを主な業務とし、当該管理運営に係る四半期ごとの報告書及び年次報告書を確認しております。

なお、いずれの指定管理者制度の活用につきましても、市で管理していたときには、当該業務

を複数人で、複数の業務の1つとして担当していたことから、明確に職員数を特定することは難しい状況でございます。しかしながら、当該業務の指定管理者制度の活用により、職員の業務負担が軽減されるとともに、他業務への人員充実が図られることから、所管課の業務の充実にもつながっていると考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 人数の数字がちょっと出なかったのが少し残念なのですが、でも今の答弁にもあったように、指定管理者制度を活用することで、直営で行っていた頃よりも、業務従事する人の時間とか人数はある程度減らすことができた、今の答弁でも私なりにそのようになったのではないかなと思いました。

それでも、牛久市は直営で行う業務が多過ぎるといったような声を聞きます。このような指定管理制度を積極的に活用することで、住民サービスの内容を変えずに、少ない職員数で業務が継続できるのではないかと思います。

近隣の龍ヶ崎市、土浦市、つくば市、取手市などは、市の外郭団体である公益財団法人、土浦だけは一般財団法人でしたが、文化施設やスポーツ施設の管理運営を指定管理者として任せています。各市と緊密な関係性の中で市の政策を忠実に実行し、一方で市民サービスの低下を招かず、効率的な運営を期待できるのは、公益的に事業を市と実行することで税制上の優遇も受けられ、かつ利益追求を一番の目的としない公益財団法人だけしか、私はないではないかと思うのですが、もちろん業務発注における競争性が失われるというデメリットがあることはもちろん理解しています。しかし、福祉部門では、本来本市が実施すべき事業を社会福祉協議会が市に代わって実施しているように、牛久市では図書館もNPOのリーブルの会と共同で成果を出していることも、文化スポーツ部門においても、市が主導して設立する公益財団による運営にしっかりとかじを切る決断があってもよいのではないかと考えます。

6月の答弁では、財団の設立にこだわらないと執行部の答弁があり、文化スポーツ施設については、今後も基本的に市が直営で行うということを前提とした答弁があったように感じました。非常に残念でした。職員不足による業務の現状認識に、私はかけ離れた甘さを感じましたし、施設等の管理運営手法を見直すといった現状の問題点を積極的に解消するという意思も全然感じられなかったというのが本当に素直な感想でした。図らずも、同僚議員の、職員数が少ないのではないかの質問を聞きながら、私は、牛久市は実現したい政策の方向性を示しつつ、司令塔的な役割を担い、その事業そのものは公益財団が担う、そのような体制を構築することで、職員数の少なさをカバーしつつ、目的は達成できるのではないかと本当に思った次第であり、将来的な職員の採用人数も抑えることができると、私はそう思っています。このことについて、市の見解をお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 池辺議員の質問にお答えいたします。

市民に対するサービスの提供につきましては、総合計画におきましても、近隣市町村や民間と

の連携による時代に合ったサービスづくりと位置づけているところであります。

また、総合計画におきましては、その現状と課題として、公共事業において民間資本やノウハウを活用する事例は増えていることに触れ、民間企業の経済的合理性やサービスのノウハウを活用することで、行政サービスの質を高めることは有益であることから、民間に任せられるものを洗い出し、適切な方法で民間委託を実施していくこととしております。

これまでも総合計画に位置づけているとおり、民間委託、指定管理者制度の活用、公設民営方式の導入などを検討しながら市政運営を進めてまいりましたが、議員の御指摘のとおり、業務を進める上で市の職員が不足となる部分も生じており、そのことにより市民に対するサービスの提供が低下することがあってはならないものと考えております。

今後におきましても、各業務を実施する上でDXの推進や、また財団法人、NPO、社会福祉法人を含め、あらゆる可能性を排除することなく、民間委託の検討をすることで業務量のスリム化を目指し、職員の適材適所の配置により職員が持つ能力を最大限に活用しながら、市民サービスの提供につなげられるよう努めてまいります。

そして最後に、先ほどから質問に対して答弁させていただいておりましたが、適材適所というのは、今の職員の圧倒的なマンパワーを改善する一つのすべであると思っております。ということでございますので、決して職員を採らないといったことではございません。職員を採る、採用する上で、それは今後退職者が増えていく中で、それを補うカバーというものはしていかななくてはならない。また、採用するに当たって、採用してからその職員の方が、ちゃんと仕事ができるようになるまでは、やはり数年かかりますので、そういった意味で適材適所というのは、今の職員の人数を加味しての話でもございます。

先ほどから申し上げておりますとおり、またカバーする上でDXの推進というのは、今の職員の業務負担を軽減する一つの手段であるとも思っております。池辺議員のおっしゃっているとおりの内容もありますので、一つ一つ検討しながら、また皆様の御意見、そして働いている職員の方の意見も聞きながら、適正な人員を確保していくように努めてまいりますので、ぜひとも御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 沼田市長、本当に自ら賛同するような前向きな、本当に前向きな答弁いただいております。

今までの答弁を踏まえますと、目標とする職員数を確保するためには、中長期的にわたる時間が必要であること、また過去の実績からは、必要とする人材の確保が確実に行われると予測が大変難しい、想定できにくいこと、これらを思えば、近隣自治体がそうしているように、文化スポーツ施設等の管理運営について、指定管理者制度を活用した、先ほど市長からも同じような方向性のお話が出ましたが、外部委託、アウトソーシングすることで、市が直接行う業務そのものをなくし、それによって生み出した職員数を不足する部署へ配置転換するといった方法を採用する必要があると考えます。そして、このような新たなサービス提供方法を実践し、そのノウハウを蓄積することで、文化スポーツ分野に限らず、様々な部門でのアウトソーシングが可能性を高め、

結果的に職員数の不足による市民サービスの低下や職員の労働環境の悪化を防ぐ体制が確立されると私は考えます。

そして、それを可能にする事業体こそが、公益的な事業を思い、行い、利益追求を企業の最大の目的としない公益財団法人であり、その設立を市が主導して本当に速やかに、可及速やかに進めていくべきだと私は考えます。

沼田市長が誕生したこのタイミングで、これまでの何でもかんでも市職員が行う業務実施の在り方を、本当に根本的に見直すことで、職員数が不足しているといった当面の問題を解決するとともに、より効率的な市民サービスを提供する新たな手段が構築できると考えますが、公益財団法人の設立について、市の見解をお聞かせください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法の改正により、地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され、これらの団体に加え、幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するものが、管理を代行する制度として創設されました。

本市におきましては、その当時、管理委託制度として実施しておりました障害児療育センターのぞみ園の条例を改正し、現在のこども発達支援センターのぞみ園として、指定管理者による運営を開始いたしました。その後は、議員御承知のとおり、牛久自然観察の森及び牛久市駐車場の指定管理による運営を行っております。

また、指定管理を除く業務に関しましては、これまでもシステムエンジニアによる電算管理運用支援や、職員の負担軽減を図るべく、封入封緘などのアウトソーシングなどを委託し、専門的知識の補完、市職員の業務負担軽減、また業務の効率化に努めているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、より効率的な市民サービスを提供するためには、DXの推進をはじめ、公共施設における指定管理者制度等のさらなる活用や、アウトソーシングによる業務の効率化につきまして、今後の市政運営において、避けては通れない喫緊の課題と認識しております。

今後、それらの課題をクリアしていくためには、委託する業務の性質、委託方法などを十分に検討し、公益財団の活用なども含め、あらゆる可能性を排除することなく比較検討の上、行政サービスを効果的、効率的に提供する方法を引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。

今、本当に部長も前向きに言っていただいて、本当にそのとおりでなとは思うのですけれども、私は今まで、ここにいる議員たちもみんなそうだと思うのですけれども、「調査研究してまいりますので御理解ください」と、よくその言葉を使われてしまうのですが、これ本当に沼田市長、目の前にいて本当に申し訳ないのですけれども、就任に当たって、スピード感を持って市政の課題を解決されると決意表明でも言われていたのですけれども、調査研究、もちろんこれ11月で

もうすぐ12月の議会になってしまいますけれども、そこまでで調査研究がどうのこうのではなくて半年間時間いただけますかとか、例えば3か月時間は欲しいとか、その具体的などころをちょっと聞きたいなと思いますので、答えられる範囲で答えていただきたいなと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 既に外部委託を実施している施設以外で、現時点において具体的に検討に入っているという話は伺っておりませんので、明確な時期をお示しすることはできませんが、既に次年度事業の検討に入る時期とはなっておりますので、予算ヒアリングなどを通じまして、各課の業務における方向性などを確認しながら、将来を見据えて、市と市民双方にメリットのある施設管理を含めた業務の在り方についてしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 これ以上はちょっと詰めませんが、私の今日の感じたことです。今回の質問では、これから市政のかじ取りを進めていく沼田市長の本当に手となり足となって働いてもらう牛久市市役所職員の現状について、私は内部ではありませんが、かといって全く外部ではない、皆さんから信託を受けて、現在市議会議員という立場で、その目を通して感じていること、また改善したほうがいいと思うことを質問や提案という形で取り上げてみました。冒頭に申し上げたように、沼田市長は、観光振興と職員の意識改革に第一に取り組む決意を語られておりましたので、市役所の私から見た現状を把握する、少しでも沼田市長が現状を把握できる、参考になる質問になってくれたら、私は幸いです。

沼田市長におかれましては、前根本市政を継承しつつも、見直すべきところはしっかりと見直し、牛久市のさらなるアップデートを図られることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 公明党の鈴木でございます。通告順に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、耕作放棄地の現状と対策についてでございます。

農業が抱える問題といえば、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加等々が考えられます。長い間指摘されて続けてきた問題でありながら、なかなか改善を図ることが難しい問題

です。今回、特に耕作放棄地の増加の問題について質問いたしますが、本来これらはお互いに関連合っている問題で、1つの問題を取り上げて、それだけの改善や解決策を考えることは、あまり意味をなさないと思われませんが、随時そのほかの問題についても言及してまいりたいと考えております。

さて、そもそも耕作放棄地とは何を意味するのでしょうか。似た言葉に遊休農地や荒廃農地等がありますが、辞書等で調べると、それらは統計上の用語であったり、法令上の用語であったり、違いはありますが、同様な意味を指しているとも思われます。まずは、定義をお示してください。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 まず、耕作放棄地の定義ですが、以前耕作をしていた土地で、過去1年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付する考えのない土地とされており、5年に1度調査が行われる農林業センサスにおいて、農家等の意思に基づき調査、把握したもので、統計上の用語となっております。

次に、遊休農地ですが、農地法で定める法令上の用語であり、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地である1号遊休農地と、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地である2号遊休農地が定義されております。なお、1号遊休農地については、荒廃の状況に応じて、草刈りなどにより直ちに耕作可能となる農地である緑区分と、重機等による基盤整備などを実施することにより再生可能な農地となる黄区分に分けて調査、集計しております。

次に、荒廃農地ですが、農林水産省の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地と定義されており、調査上の用語となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、本市の耕作放棄地の面積と推移を伺います。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 本市の耕作放棄地の面積につきましては、直近の数字である令和4年度は、市内の全農地面積1,817ヘクタールの約4分の1に当たる約457ヘクタールとなっております。

また、推移といたしましては、調査集計方法が令和3年度より変更となっているため、令和3年度との比較のみとなりますが、令和3年度の遊休農地等の面積413ヘクタールと比較いたしまして、44ヘクタール、約1割ほど増加しているという現状となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、耕作放棄地の問題点を伺います。

耕作放棄地は、一度耕作放棄地にしてしまうと、元の農地に戻すことが困難であったり、雑草や害虫の発生、野生生物の侵入、ごみの不法投棄、その他防犯、防災上の問題もあるかと考えますが、本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 耕作放棄地の問題点といたしましては、まず周辺地域の営農環境への悪影響があります。病虫害、鳥獣被害の発生、雑草の繁茂などの直接的な影響のほか、共同で管理する用排水施設の管理への支障などが挙げられます。また、それらの悪影響が、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっております。また、地域住民の生活環境への悪影響といたしまして、土砂やごみの不法投棄などが挙げられます。さらに農地が管理されなくなると、火災発生の原因となるなど、災害等のリスクの増加も懸念されます。

以上のように、耕作放棄地は周りの環境に様々な悪影響を与えるおそれがあり、また一度耕作をやめると、年数を経るごとに荒廃が進み、農地としての再生がより困難な状況になっていくという問題点が考えられます。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 続いて、耕作放棄地が増加する原因について伺います。これは、先ほども述べましたように、農業の抱えるその他の問題にも関連することで、農業従事者の高齢化や後継者不足が大きな原因だと思われませんが、本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 耕作放棄地の増加の主な原因といたしましては、高齢化、後継者不足が挙げられており、令和3年度に農業委員会事務局で実施いたしましたアンケートの結果でも63%の方が、後継者がいないと回答しております。また、5年後の農地活用についても、後継者が耕作すると回答したのは、僅か3%という結果となっております。その他、農産物の価格低迷や鳥獣被害が大きいといった農業経営条件の悪化も原因の1つとなっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、こうした耕作放棄地の増加に対して、どのような対策を実施しているのか、お伺いいたします。

そもそも耕作放棄地が増加するのは、ただいまも答弁にありましたとおり、農業従事者の減少に起因しているのですから、それに対する具体的な対策が必要になります。

また、耕作放棄地そのものを活用することによって、その増加を防ぐことも考えられます。かつて本市では、バイオマスタウン構想の施策の1つとして、資源作物である菜種を栽培するに当たって、耕作放棄地を活用事例として取り上げておりました。また、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを活用する対策も考えられます。それでは、現在具体的にどのような対策が実施されているのかお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 耕作放棄地の増加に対する対策といたしましては、現在、農地等の利用の最適化を進めております。

具体的には、将来にわたって、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者である担い手への農地利用の集積・集約化と、遊休農地等の発生防止解消、そして新規参入の促進を実施しております。これは、農業委員会法第6条第2項に規定された農業委員会の重要な役割の1つとなっており、農業委員13名と農地利用最適化推進委員5名とにより交代で、事務局と一緒に定期的な農

地パトロールの実施や、日頃より農業委員等による見守りや声かけを行い、農地所有者の利用意向や農地の情報の把握に努めております。そして、今使われている農地が荒廃する前に、新たな担い手につなぐための橋渡しとなるよう、農業政策課とも連携し推進に努めております。

実績といたしましては、平成30年度から令和4年度末までの5年間で229筆、約35ヘクタールの農地を新たな担い手に集約することにより、新たな耕作放棄地の増加を未然に防いでいております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 耕作放棄地の活用にあたっては、体験型農園の開設、営農型太陽光発電の導入等のアイデアも考えられます。あるいは、制限はありますが、農地転用という側面からも考えられます。現在実施している耕作放棄地の増加対策に加えて、今後どのような取組を考えているのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 鈴木議員の質問にお答えいたします。

耕作放棄地の増加に対する今後の取組としては、事前対策としての農地利用の適正化と併せて、管理されなくなった農地に対して守るべき農地とそうでない農地とを区分化し、それぞれに対策を実施していくことを考えております。

具体的には、守るべき農地、すなわち再生可能である耕作放棄地については、所有者に対する利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付けや担い手への権利移転を誘導するため、農政部門の連携を強化し、早い段階で新しい担い手による農業経営が実現するよう推進してまいります。

一方で、再生利用が困難である農地については、農業委員会において順次非農地判断を行うことにより、農地以外の用途での土地利用が図れるよう努めていきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 これまでの答弁で新たな耕作放棄地を防ぐための対策や守るべき農地、再生可能である耕作放棄地ですか、の農地中間管理機構での活用については理解できました。

それでは、耕作放棄地そのものに対して、具体的にどのような活用が考えられるのか。ただいま答弁にありました農地以外の活用です。農地以外の用途での土地利用という観点も含めてお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 ただいま議員より、農地以外での活用という御質問がありましたが、これまで非農地化した場所での土地利用の具体的な例としてお答えさせていただきます。

これまで非農地化した土地での土地利用の例といたしましては、宅地に隣接する小規模なものでは、宅地の一部としての利用があります。また、太陽光発電施設の設置場や駐車場、周囲の山林等と一体化し、流通業務施設の用地の一部として活用された事例がございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 では、最後にこうした耕作放棄地の増加対策を進めるに当たって、どのようなことが課題になるかをお伺いします。

○諸橋太一郎 議長 榎本友好農業委員会事務局長。

○榎本友好 農業委員会事務局長 お答えいたします。

耕作放棄地の今後の対策上、取組上の課題といたしましては、高齢化と後継者不足により、将来的に効率的かつ安定的な農業経営を行っていく担い手の不足が挙げられます。実際、優良な農地であっても、そこで農業する人がいなければ耕作放棄地となってしまう、時間の経過とともに農地への復元が次第に困難となってしまうという現実がございます。

守るべき農地とそうでない農地の区分けを進める際の課題といたしましては、非農地化の手続が挙げられます。国からの通知には、農業委員会が非農地であると判断し、土地の所有者が地目変更登記を行うべきところを、職権で行うことも可能であると記されておりますが、あくまでも個人の土地であり、個人の財産であるので、慎重にかつ適切に行っていかなければならないと考えております。

今後、先進地の事例を参考に近隣市町村や関係部署との連携を密にしながら、調整を図りながら進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 耕作放棄地の増加という問題は、農業が抱えている問題そのものであり、容易に解決することが難しいということは理解できます。

しかしながら、農業問題は地域的な問題にとどまらず、食料自給率、あるいは食料安全保障など国家全体に関わる重要な問題です。今後、より一層重視される問題となるに違いありません。ただいま答弁にもありましたとおり、全国でも様々な事例が紹介されております。それらも参考に、改善、解決に向けて、より一層の取組に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、不登校支援について質問させていただきます。

去る7月21日、総務省より、不登校・ひきこもりの子ども支援に関する政策評価書が、文部科学省宛て通知されました。これは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、以下、教育機会確保法と申し上げますが、に基づき策定された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針、そして子ども・若者育成支援推進法に基づき策定された子ども・若者育成支援推進大綱、それら基本指針や大綱における不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方が、実際の支援の場において定着しているか、また関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているか、そうした観点から、総体としてどの程度効果を挙げているかを検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものでございます。

その実態調査から見たものは、学校は不登校児童生徒やその保護者への支援として、相談体制の整備や公的支援情報の提供などを行っていた一方で、児童生徒やその保護者からは、相談しづらい、民間施設の支援情報も欲しい、学校が登校を前提としているといった意見が聞かれ、学

校による支援とその児童生徒保護者の受け止めにギャップがあるというものでした。

そこで、総務大臣より文部科学大臣に対して、学校は児童生徒や保護者の状況に応じ相談しやすい環境を整える工夫の検討、実践を続けていくこと。また、国の方針を支援の前提として共有しつつ、保護者等が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設等の情報を提供すること。そして、チーム学校による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているかを振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことといった、現場で求められる方向性を示しつつ、学校による支援と児童、保護者の受け止めのギャップを踏まえた支援策の推進を図っていくべきであるとの意見を通知いたしました。

さて、不登校対策については、昨年12月の第4回定例会でも一般質問させていただきましたが、本日はこの総務省の政策評価書を踏まえながら、本市の不登校支援策の効果について質問させていただきます。

折しも、先日の報道で学校を30日以上欠席した不登校状態にある小中学校の児童生徒は、昨年度、前年度より22%増え、全国で29万9,048人にも及び、10年連続で増加し過去最多となったことが文部科学省の調査で分かりました。

そこで、まず直近の本市における小中学校の不登校児童生徒の状況を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 令和5年度牛久市の小中義務教育学校において、30日以上欠席している不登校児童生徒数は、8月末現在で112名となっております。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 総務省の政策評価では、学校等において児童生徒の意向を踏まえ、必要な支援が届けられているか実態を調査するために、小中学校28校等における支援の実施状況を実地に調査したほか、児童生徒保護者にアンケートを実施し、各支援に対する受け止めを把握したとされております。

その結果、まず不登校児童生徒の状況把握、アセスメントにおいては、学校への調査では相談室を設置し、電話やメール等でも受け付け、家庭訪問も実施し、併せて養護教諭やスクールカウンセラーなど複数の者が対応できる体制を整備してきた、また保護者等に対しプリントや保護者会等で相談方法を全校で周知してきたとの結果が得られました。

一方で、児童生徒保護者へのアンケート結果では、児童生徒の約51%、保護者の33%が相談しづらかったと回答しております。その理由は、児童生徒では「自分の気持ちをどう表現すればよいか分からない」「言っても分からない」「相談内容が漏れないか不安」など。保護者では「学校が信頼できない」「気持ちの不安定な子に理解、知識のある人に対応してほしい」等との回答でありました。

そこで、まず本市では、現在どのように不登校児童生徒の状況を把握しているか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 児童生徒が累積で10日以上欠席した場合、各校から教育委員会へ長期欠席または不登校として報告されています。教育委員会は、毎月報告され

るデータを基にして、児童生徒の長期欠席や不登校の状況を把握しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 次に、本市でも同じようなアンケート結果が表れるとは限りませんが、このような相談のしづらさがあれば、それをどのように改善していくべきと考えるのか、本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 学校では、教員やスクールカウンセラーが教育や心理の専門性を生かして相談に応じています。しかし、子供や保護者にとっては、医療的支援や福祉的支援など、教員以外の専門家や学校外の専門機関に相談に乗ってもらうことを望むケースもあります。また、子供や保護者が学校に直接相談しにくいと感じているケースもあります。そこで、不登校で悩む子供や保護者が、自分の思いを表現しやすい相手を、多種多様な専門家や相談窓口から選んで相談できるようにしたいと考え、現在パンフレットの作成を行っています。パンフレットでは、子育てや福祉に関する市の相談窓口に加えて、県やSNSでの相談窓口、不登校の保護者の会、市内のフリースクールやフリースペース等の民間施設、県内の夜間中学についても紹介する予定です。教育委員会やきぼうの広場、学校等へのパンフレットの設置や、市のホームページへの掲載により、情報を必要としている方の手元に届きやすいようにしたいと考えています。11月には配布を開始できるようにしていきます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 パンフレットの作成に取り組むということで、大いに期待していきたいと思っております。

政策評価では、支援情報や国の方針の提供といった支援策の検討についても調査しております。教育機会確保法に基づく基本方針等では、学校への登校という結果のみを目標にしないとの国の方針や、学校外で学べる施設や相談窓口等に関する情報を、学校が提供する方針も明確化している中で、学校への調査結果では、約8割の学校が国の方針を保護者等に通知したとしております。

一方で、児童生徒保護者へのアンケート結果では、国の方針を知らないという保護者が約6割に上っております。そして、この方針を知っていれば、学校以外の支援策、支援先を選択した可能性があるとの回答がありました。

また、学校が支援に当たって、登校を前提にしていたとする保護者の意見も見られました。

また、支援情報の提供に関しては、学校では、約9割が公的機関の情報を提供していましたが、民間施設の情報を提供していたのは約3割で、公平性などの観点から民間施設の情報提供には消極的な姿勢がうかがえます。

一方で、児童生徒保護者は約7割が民間施設の情報提供を要望し、専門的な知識のある相談窓口が欲しいといった保護者の意見がありました。

そこで、本市では国の方針を保護者等に周知しているのか。周知しているとすれば、どのよう

に周知しているのか。また、その周知は徹底されていると考えられているのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律では、不登校の児童生徒への支援を、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すべきだと示されています。

この方針に基づき、学校では子供が置かれている状況を意識し、保護者とも相談しながら一人一人に寄り添った支援を考えています。

子供の状況に応じて支援の選択肢は様々です。例えば、友達がいる教室に入ることが難しいと感じる子供には、友達が集う教室とは別の環境が必要と考えます。学校の状況にもよりますが、校内の別室で過ごせるようにする選択肢や、時間帯をずらして放課後に登校するという選択肢もあります。さらに、教育センターきぼうの広場や民間施設を学校以外の選択肢として勧めることもあります。

徹底状況という点についてですが、全員に一律でということではなく、支援を必要としている子供や保護者に対して、適切なタイミングで伝えるようにしています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 本市では、民間施設の情報については提供しているのか、提供しているとすれば、どのように提供しているのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 民間施設についての支援情報は、必要に応じて提供しています。例えば、学校に登校することが難しく、日中は保護者が仕事に出るため、子供が1人で家にいるという保護者に対し、ある小学校では市内のフリースクールを紹介したという例があります。日頃からの保護者とのやり取りの中で、施設の所在地や利用可能時間等が、家庭や子供のニーズに合う可能性があると考えたことから、学校より情報提供を行いました。

現在のところ、フリースクールの利用には至っていませんが、子供の実態と施設に関する情報等を結びつけ、少しでも可能性があれば選択肢として紹介することも必要だと感じています。

今後は、先ほど述べたパンフレットを活用し、情報を必要とする人がすぐにアクセスできるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 それでは、次に学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握状況、フォローアップについての調査結果を紹介いたします。

学校では、調査対象の全校が、児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握しているものの、一方で学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、教職員によってはフォローアップの対応に差があるとの意見があります。児童生徒保護者のアンケート調査では、約8割の保護者が

「学校が気にかけてくれた」「要望を伝える機会があった」と回答する一方で、学校の関与を望む意見や望まない意見など様々で、例えば「放っておいてほしい時は放っておいてほしい」との児童生徒の意見や、「中学3年生になると学校から連絡がなくなり、学校での出来事が分からず、行事への参加がしづらくなった」「学校外の支援施設に通うようになってから、学校とのやり取りが一切なくなった」「学校においてプレッシャーを与えると余計に通えないこともあった」といった保護者の意見が見られました。

これらの結果を踏まえ、児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要だと総務省は分析しております。

そこで、本市では学校外の支援施設に通う児童生徒のフォローアップをどのように進めているのか。通っている人数の把握にとどまらず、そこでの学習活動の状況等も把握しているのか、伺います。また、それが児童生徒に寄り添った支援策になっているのか、具体的な振り返り等をどうしているのかについても併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 きぼうの広場やフリースクール等の学校外支援施設に通っている子供については、学校が保護者との面談等を通して人数を把握しています。学習状況について、例えばきぼうの広場では利用している子供について、利用日や本人の様子等を報告書に記載し、毎月学校と共有しています。さらに、支援策についても学校ときぼうの広場との間で確認しながら進めています。場合によっては、きぼうの広場の職員が学校のケース会議に参加して支援策を検討することもあります。

フリースクール等の民間施設と学校との間でも、子供の利用状況や施設での活動内容等について情報共有がなされています。教育委員会としても、民間施設の実態を把握しながら、子供にとってよりよい支援が行えるように、民間施設と学校との連携を強化していく所存です。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 以上は、総務省の政策評価を踏まえた質問でした。

実は、ここで児童生徒保護者に対して実施したアンケートというものは、その対象者、実は不登校初期の混乱期を乗り越え、調査時点で居場所の確保ができていない児童生徒やその保護者であるということに注意する必要があると思います。そもそも不登校児童生徒といっても、多少は学校に行って通常の教室に入れる子、通常の教室には入れないが保健室や図書室、あるいは市内の中学校に設けられている別室のドリームルームやけやきルーム、ステップルームですか、なら通える子、学校には行けなくても、教育センターきぼうの広場や民間のフリースクールなど学校外の支援施設なら行ける子など様々です。そのような不登校児童生徒には、いわゆる居場所が確保され、学びも保障することができます。しかし、全く学校や学校外の支援施設にさえも行けない状況にあるお子さんがいます。そのようなお子さんに対して、どのように学びの機会を提供するか、それが実は重要な問題であると考えます。

私は、昨年12月の定例会の一般質問において、学びを保障するために学校に行くという選択

肢のみでなく、自宅でのオンライン学習等、様々な学習機会を設けることの必要性を訴えました。また、不登校という問題の根本的な解決方法を尋ねた際、将来的にはデジタルトランスフォーメーションの進展に伴って、家にいながら、学びも、人と社会とのつながりも保障されるシステムが構築され、そこで社会的自立が達成されるようになれば、不登校もひきこもりも問題になることはなくなるでしょうとの私見を述べさせていただきました。

そこで、今後の可能性として、既に幾つかの自治体で取り組んでいるメタバース（仮想空間）での不登校支援について御紹介したいと思います。

その前に、まず本市では、全く学校や学校外の支援施設に通えない状況にある児童生徒はどのくらいいるのか伺います。また、そうした児童生徒に対して、現在どのような支援を図っているのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 小中義務教育学校において、令和5年4月から8月末までの間、1日も登校していない児童生徒は合計で9名います。学校では、不登校の子供とのつながりを保ち適切な支援につなぐために、定期的な家庭訪問や面談、電話連絡などを行っています。しかし、担任が会いに行こうとしても、子供の体調を理由に拒否されたり、保護者が学校の関わり自体を拒絶したりすることもあり、なかなか思うように支援できないこともあります。このような子供が家庭でどのような状態で過ごしているのかを把握することは、学校だけでは難しいのが実情です。

今、どんな支援をどの程度することがその子に最適なのか、支援の内容や頻度を検討するには、保護者との情報共有や専門機関等との連携が必要不可欠です。ある中学校では、子供の体調を気遣う手紙や学校の様子を伝えるお便りを準備し、子供や保護者の気持ちが落ちついているタイミングで読んでもらうようにすることで、子供が学校とのつながりを感じる工夫をしています。

学びの保障については、子供の状態を保護者に確認しながら、学習プリントや教材を渡し、取り組んだものを提出してもらって、子供の頑張りを認める機会としたり、オンラインでの学びを提案したりして子供とつながれるようにしています。ただ、プリントやオンラインでの学習を拒否する家庭もあり、子供の状態に合わせた対応を模索しているのが現状です。

さらに、学校以外の場に相談の場や居場所を求める場合は、スクールカウンセラーやきぼうの広場等の専門機関、市内の民間施設等についても情報を提供できるようにすることで、子供や保護者にとっての支援の選択肢を増やせるようにしています。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 栃木県宇都宮市では、インターネット上の仮想空間メタバースで学習支援や心のケアを実施するデジタル適応支援教室を開設しております。不登校児童生徒がアバター、分身キャラクターですが、を介し、社会とのつながりを確保できるよう、オンラインでの学習支援や相談、体験活動など多彩なプログラムを用意しております。

このデジタル適応支援教室の参加対象は、学校内の別室登校や適応支援教室などに通うことの

できない不登校児童生徒で、支援内容に、1、学びの機会の保障、2つ目に、心とつながりのサポート、そして3つ目に将来の社会的自立の3点を掲げ、ICT支援員やスクールカウンセラーを含む職員5人で対応しております。児童生徒一人一人にAI、人工知能型学習ドリルで最適な学びを提供するほか、動画コンテンツから専任教員が適切な教材を提案し、学習計画を立てるのをサポートしてくれます。また、アバターでホームルームに参加することで、児童生徒同士の交流を促すほか、オンラインを通じて知り合った児童生徒が現実世界で交流できるイベントも開催しております。さらに、スクールカウンセラーが心のケアや自信の回復をサポートしております。また、このデジタル適応支援教室の利用が、学校長の判断で指導要録上の出席扱いになるよう、児童生徒の活動状況を、学校の管理職や学級担任に常時共有しております。また、学校を介さず、ホームページから申し込めるといふものです。

大阪府八尾市でも同じように、メタバースを活用した居場所づくりをスタートさせており、教員経験のある市教育センターの職員によって運営され、児童生徒はタブレット端末などから、アバターとなる動物のキャラクターを設定して仮想空間に参加、顔を出さずに参加者同士でコミュニケーションを取ったり、学習したりすることができ、入退室は自由で個別相談ができるほっとルームも設けられております。

そこで、このようなメタバースを活用した不登校支援をどう考えるのか、今後取り入れる考えがあるのか、本市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育企画課長 不登校対策の1つとしてメタバースでの授業を実施している自治体があることは承知しています。子供がアバターとなってメタバース上の学校に登校し、自分のペースで学習したり、アバターの教師や仲間と交流したりする経験は、家から出ることが難しい子供にとってはメリットになります。

ある小学校に、人に会うのが怖いと感じることが理由で不登校になっている子供がいました。そこで、学校からはオンラインでつながることを提案しました。最初はパソコンの電源を入れるだけで精いっぱいだった子供が、接続回数を重ねていくうちに、チャットで自分で作った料理の画像を入れて担任とのやり取りを楽しむようになり、先生や友達に対しても少しずつ心を開いていく様子が見られました。これらの関わりの中で自信が芽生え、宿泊学習に参加することができました。

一方で、実際に人と会ってコミュニケーションを図る経験が少ないと、相手の表情や態度から気持ちを感じ取る力が向上しにくいというデメリットを指摘する声もあります。

現段階ではハード面の課題もあるため、学校によるAIドリル等を活用した支援、専門家や関係機関との連携、多様な学びの場の周知等を進めていきます。民間施設の力も活用しながら、その子に合わせた不登校支援をより一層意識し、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立できるような子供の育成に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 鈴木勝利議員。

○1番 鈴木勝利 議員 不登校支援にこれだという万能な支援策はないと考えます。むしろ、不登校児童生徒の数だけ、その支援策はあると思います。

そして、大切なことは、ただいま答弁にもありましたとおり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針に明確に述べられているように、学校への登校という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すことです。登校しないという、不登校を問題としてきた従来の発想を根本から変革し、学校に行く、行かないではなく、一人一人の子供たちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立に向かえるように支援策を考え実行していくことが大事です。デジタルトランスフォーメーションなどの将来的な視点をしっかり見据えながら、大胆に、あらゆる考えを排除せずに、取組を進めていただけることを心より念願し、私の一般質問を終わりいたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で1番鈴木勝利議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分いたします。

午前11時53分休憩

午後 1時15分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番山本伸子議員。

〔13番山本伸子議員登壇〕

○13番 山本伸子 議員 改めまして、皆様こんにちは。会派、無会派の山本伸子でございます。

まずは、沼田市長におかれましては御当選おめでとうございます。牛久生まれ、牛久育ちの市長に対し、私はいわゆるよそ者であるかもしれません。しかし、縁あってこの牛久市で暮らし、子供を育て、市民活動に参画し、そして介護も経験した、そうした中で浮かび上がった課題や、女性ならではの課題を、1人の問題ではなくみんなの問題として取り組んできたつもりであります。誰にとっても牛久市がさらに暮らしやすいまちとなるよう、様々な課題について建設的な議論ができますことを願って質問を行ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初は、食育の観点から見た学校給食についてです。

(1) 学校給食の設置方式として、主に各学校に設置された給食室で調理を行う自校方式、そして給食センターでまとめて調理配送を行うセンター方式があると理解しています。それぞれのメリット、デメリット、そして近隣市町村の設置方式の状況はどうなのでしょう。また、牛久市が自校方式を選択した経緯について質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市では、自校方式による給食提供を実施しております。

自校方式の給食は、一言で言えば、リスクを分散しながらおいしい給食を提供できますが、一方でコストがかかる方法です。各校で調理し提供することから、作りたての温かいものは温かく、

冷たいものは冷たくという適した温度で提供ができます。さらに、実際に調理の様子を見ることができたり、調理をしている方の顔が見え、触れ合うことができるため、児童生徒に対しての食育にもつながっております。また、自校方式では、各学校に栄養教諭ないし栄養士を配置することで、食物アレルギーの児童生徒に対し、きめ細やかな対応や個々の学校行事等に沿った給食を提供することができ、給食を生きた教材とした栄養及び食育指導の充実も図られています。万が一、異物購入などの事故があった場合においては、影響を及ぼす学校が単一校となり、最小限に抑えることができます。そして、学校は地域の避難所でもあることから、学校に給食室があることで、災害時には調理場としての活用が可能となるなど、様々なメリットが挙げられます。デメリットについては、各教育施設の維持管理費や運営費、さらには各校で発注することになる食材費など、センター方式に比べてコストがかかってしまうことです。

一方、センター方式については、運営管理を一元的に実施できること、食材の大量一括発注などによりコストが抑えられるというメリットがありますが、一元管理であるがゆえに配送が必要不可欠となり、給食提供に時間がかかることや、事故発生時には全ての学校に影響を及ぼすといったデメリットがあります。また、自校方式で申し上げましたメリットがデメリットに変わってしまうということが懸念されます。

次に、近隣市町村の状況ですが、美浦村、利根町、河内町は自校方式を採用しており、土浦市、龍ヶ崎市、つくば市、阿見町がセンター方式を採用しています。また、取手市では、旧取手市地区は自校方式、旧藤代町地区はセンター方式と併用しております。稲敷市においては、センター方式になりますが、1校のみが自校方式という状況です。

学校給食の歴史を遡りますと、もともと自校方式が学校給食の始まりではありますが、学校給食業務運営の合理化により、徐々にセンター方式が広がっていった経緯があります。こうした中、牛久市では、これまで調理業務の民間委託を進めることで、人件費等の経常経費の適正化に取り組みながら、さきに述べましたメリット、デメリットを検討した結果、自校式給食を継続しているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 牛久市が自校方式選択したことについて、給食を生きた教材というお言葉がありました。まさしくそれが一番の理由だったのだろうなというところは想像できることです。また、地域の避難所であることから、災害時の対応が可能となるというメリットがあると理解いたしました。

ところで、自校方式の場合は各学校に給食室がありますので、給食施設の維持管理費も発生すると思います。昨今の維持管理費ですが、令和3年度決算によりますと約4,800万円、令和4年度が約4,000万円、そして今年ですね、令和5年度予算も約4,300万円、こちらの金額が計上されております。たしかコロナウイルス感染対策の交付金においても、学校給食の調理室、その整備が行われたと記憶しております。それらも含めて、毎年どのような整備が行われてきており、今後予定している給食室の施設改修、また更新などの整備についてお示してください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 給食室の施設整備につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各学校の手洗い機及びトイレを改修しております。また、給食配膳用の昇降機は定期点検を行っており、指摘があった箇所については改修し、安全管理に努めています。そのほか、調理器具等の備品につきましては、毎年点検を実施し、老朽化等による不具合が出てきているものを洗い出し、その中で優先順位をつけ、翌年に予算化し、修繕対応や新たに購入するなど、学校給食の運営に支障がないよう努めております。

日常の点検につきましては、調理業務委託に含まれており、不具合等があれば報告を受け、修繕等の対応を取り、安心・安全な学校給食の運営を行っております。

今後予定している給食室の改修につきましては、下根中学校、神谷小学校の長寿命化改修に合わせ、給食室につきましても長寿命化改修を行っていく予定です。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今後も予定を組んで改修を行っていくという御答弁でした。

それでは、(2)に移ります。食育推進基本計画に沿った学校給食の充実ということで2点ほどお伺いしてまいります。

まず、栄養教諭の役割についてです。

広報うしく8月1日号に、牛久の給食大解剖として特集が掲載されておりました。その中で、全ての学校に栄養教諭または栄養士を配置しており、それがおいしい給食の秘密とありました。食育推進基本計画にも、食育の推進に当たり、栄養教諭の役割の重要性が述べられております。そこでは、栄養教諭は学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携、調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であると、このように述べられております。

そこでお尋ねいたしますが、牛久市では各学校全てに栄養教諭や栄養士がいるとのことですが、その中で県が人件費を負担して雇用している方と、牛久市独自で負担し雇用している方がいると伺っています。その内訳と、そのような雇用体系になっている理由を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 栄養教諭の役割についてお答えいたします。

県職である栄養教諭の配置基準は、牛久市のような自校方式給食、すなわち給食を1つの学校単独で実施している場合、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって、生徒550名以上で1名、549名以下の学校は4校に1名と決められております。この基準により、県から牛久市に配置される栄養教諭は7名となります。

学校栄養教諭の業務は、教諭として食育を推進するための食や栄養に関する指導のほか、学校栄養士の学校給食のメニューの作成や食材の発注、O-157などの食中毒が発生しないよう徹底した衛生管理をはじめ、食物アレルギーを持つ子供たちへの対応や管理など、業務も幅広く、複数校を掛け持ちで行うことは、なかなか難しい状況にあります。

牛久市では、近年食の安全や食物アレルギーの児童生徒が多くなってきていることから、安全・安心な学校給食の提供には、栄養教諭が配置されていない学校に栄養士を配置することが必要と考え、市独自で会計年度任用職員の栄養士を採用し、全校に1人の栄養教諭または栄養士が配置される状態を確保しております。

月に1回開催される献立会議では、栄養教諭と栄養士が小学校、中学校のグループに分かれて基本献立を共同で作成しており、学校行事や食物アレルギーの在籍状況によって一部変更はありますが、市内の学校において給食の質の安定につながるよう努めております。

また、県や保健所等が開催している給食に関わる研修、勉強会には、栄養教諭、栄養士が積極的に参加し、栄養管理、衛生管理及び調理技術に関する知識の習得並びに他自治体との情報交換を行っており、おいしい給食の提供につながるよう取り組んでいるところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ちょっと確認したいのですが、今県からは7名ということでしたけれども、そうしますと市で負担されている方は何名で、その方の人件費、年間お幾らかかっているのかお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 市独自で採用している栄養士は8名となります。金額で申し上げますと、令和4年度の実績で約2,800万円となります。

なお、児童数が1,000人を超える中根小学校の場合には、栄養教諭の負担が多いため、時短勤務の栄養士を配置し、中根小学校は2名体制で今運用しております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

次は、地場産物の推進について伺ってまいります。

地産地消にこだわり、牛久市産の食材を使った特別メニューの牛久の日、これが平成18年から開始されたことが、やはり広報うしくにも載っておりました。市営の青果市場や農業政策課と協議し、地産地消の推進に努めているとあります。地域で生産されたものを地域で消費する地産地消は、地元の農業を支えるとともに、輸送コストの削減がCO₂排出の削減にもなる、環境にも配慮した取組とも言えましょう。食育推進基本計画でも、学校給食における地場産物を活用した取組を増やすことが目標として挙げられております。

そして、昨今は化学肥料や農薬に頼らず栽培された野菜などの有機食材を学校給食に取り入れる動きが見られます。県でも大井川知事が有機農業の促進を掲げており、常陸大宮市ではJAが有機栽培に取り組み始めたことを受けて有機食材の給食を推進しておりますし、笠間市では今年7月、モデル校で有機野菜や特別栽培米を使った給食の提供を始め、5年後には市内の小中学校16校全てで給食への有機食材の導入を目指すそうです。また、石岡市ではJAに有機栽培部会があり、有機野菜を学校給食に使ったり、子ども食堂にも提供し食育に力を入れているそうです。

有機農業は、虫や雑草との闘いでもあり、地道で手間のかかる作業の多い方法ですが、安全・

安心な有機野菜を目指す取組は、少しずつ広がっていると感じます。

そこで質問いたしますが、学校給食において、牛久市産の物を食材全体のどの程度使用しているのでしょうか。食育推進基本計画では、学校給食における地場産物を使用する割合、これは金額ベースなのですけれども、令和元年度の金額に比べて、令和7年度までに同じ数字を維持、または向上させることが示されております。令和元年度の全国平均は52.7%だそうですが、牛久市において、令和元年度の数字、そして直近の数字はどのようでしょうか。

そして、有機食材の導入についてですが、これは食育推進基本計画の中には挙げられてはおりません。近年のいわゆるオーガニックに対する市民意識の向上があるのでしょうか、一方で有機食材となると、価格が高くなる傾向もあるかと思えます。この有機食材に関する市のお考えも併せて伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市においては、児童生徒が地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むことができるよう、学校給食への地場産物の活用促進に努めております。

そのような中、令和元年度における茨城県内産の活用状況につきましては88.6%で、うち牛久市産が53.0%でした。令和4年度の活用状況につきましては、県内産が92.8%、うち牛久市産が53.1%と、使用率はともに上昇しております。

次に、有機食材の導入についてですが、議員の御指摘のとおり、農薬や化学肥料に頼らない作付は、害虫などのリスクが生じることから、有機農法による作付をする場合には、技術や人員など農業経営方針の改善などが必要となります。

以上のことから、まだまだ流通量も圧倒的に少なく、なかなか商品を手に入れられない環境にあるため、当然商品の値段も一般の食材と比較すると高くなります。

このようなことから、学校給食の食材として使用するには、現在の給食費での使用は難しいと考えているところです。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今の牛久市の数字を伺いますと53%ですので、大体全国平均とほぼほぼ同じ数字だと理解いたしました。

有機食材となると、先ほどもおっしゃっていましたが、学校だけではなくて、生産者や生産量を増やすための取組として、地域の農業にも関わってくるということを理解いたしました。農薬や化学肥料に頼らずに、地域の資源を使って栽培された農産物を食べることで、地域の農業を守り、食料自給率を引き上げ、自然環境を維持することにもつながることを鑑みれば、そういった関係の人々のつなぎ役が行政にはあるのではないのでしょうか。

先ほど御紹介した自治体の場合も、教育委員会だけではなく、農業関係の部署や団体との連携があってできることだと考えます。かすみがうら市では7月、市内小中学校へのオーガニック給食導入を目指して啓発セミナーを開催したそうです。国や県、JA、農業関係団体などと連携し、有機農業に取り組む農家を支援する役割を、市の政策経営課が担当し開催したことが広報紙に載

っております。

牛久市においても、次世代の子供たちのための安全・安心をどう捉えて、また一方で環境に配慮しつつ、農業を守ることをどう捉えていくのかは課題であると考えます。県も力を入れている有機農業の促進、ぜひ市長には、県で培ったネットワークを生かしてチャレンジしていただきたいと御期待申し上げて次の質問に移ります。

3番です。物価高騰の影響による食材費支出と学校給食費収入額の現状と課題について伺います。

昨年度からの世界情勢の影響で、食材費や光熱費の高騰があり、給食費を値上げした自治体もありました。しかし牛久市では、国からの物価高騰対策臨時交付金、こちらで補填して、給食費の値上げは行いませんでした。学校給食費は現在小学校が1か月4,320円、中学校が4,690円と伺っておりますが、この金額の算出の根拠、そして金額の見直しなどは、こういったタイミングで今まで行ってきたのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 まず、給食費の経過としましては、昭和39年に月額500円から始まっており、その後物価上昇に合わせる形で何度も価格改定を行ってきております。平成に入ってから消費税の導入により、これまでの給食費に3%を加え、小学校3,500円から3,605円、中学校3,800円から3,914円に価格改定を行っております。その後、平成9年に消費税が5%に引き上げられたタイミングで、物価上昇分と合わせ、小学校4,200円、中学校4,550円に改定いたしました。直近では、平成26年度に消費税8%に引き上げられたため、現在の価格、小学校4,320円、中学校4,620円と改定して現在の価格となっております。

これまでも物価上昇や消費税による市場価格の上昇に合わせ、値上げをしておりますが、昨今の急激な物価高騰分につきましては、先ほど議員からもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設されました、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分等を活用しまして、値上げを行っていないという状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 もう少し全体で聞いていきます。

令和3年度の決算によりますと、給食費の収入は約3億1,800万円、一方それに対する食材費の支出額は約3億3,500万円となっております。給食費の未納額も含めて、支出のほうが約1,200万円多くなっています。令和4年度決算では、給食費収入が約3億5,700万円、それに対して食材費の支出額が約3億9,800万円、未納額も含めると約4,100万円の支出超過となっております。この金額を見ますと、食材費を学校給食費で賄っていないこととなります。

また、給食費の未納者の数、こちらが令和2年度に比べ、令和3年度は、小学校が76名から156名、令和4年度については170名とまた増加しておりますし、中学校も39名から89名、そして令和4年度は114名へと大きく増加しております。物価高騰による食材費の増加に加え、この未納者の数の増加、この現状を市としてはどう捉えているのでしょうか。今後、同じ

ような状況が続いた場合、学校給食費へ影響はあるのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在、保護者が負担する給食費により食材の購入を実施しておりますが、給食費未納者や物価高騰の影響もあり、全ての食材費を賄うことは難しいという状況にあります。

牛久市では、給食費未納者につきまして、児童手当の支給に合わせて直接市役所に出向いていただき、児童手当を受領後に給食費等を納入していただく体制を整えておりました。これはコロナ禍の前の状況です。コロナ禍になりまして、現金支給によるコロナ感染のリスク回避のため、児童手当の支給が銀行振込となりました。また、コロナ禍では訪問による滞納整理などが行えず、督促状や催告書による入金のお願いを促しておりましたが、全ての未納者からの納入とは至らず、滞納額が増えてきている現状にあります。

このようなことから、御指摘のとおり、令和3年度は、支出額が約1,200万円多くなっており、令和4年度につきましては、急激な物価高騰の影響で4,124万円の支出超過となっております。

しかしながら、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用により、園児児童生徒分の物価上昇分3,295万円を、その交付金を活用して補填しておりますので、市費からの持ち出しは830万円に抑えられております。

また、令和5年度につきましても、物価高騰分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を図る一方で、滞納者の増加につきましては、コロナ5類に引き下げられたことから、滞納整理に力を入れていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、物価高騰による食材費の高騰や滞納者の増加が続くこととなれば、市費を投入しなくては、給食の量や質の維持が困難となってしまいうだろうとは考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 給食費の未納者が令和3年、令和4年と増えているということは、昨今の社会情勢と無関係ではないと思います。そもそも就学援助、この対象者は、給食費は免除になっていますので、それ以外の未納者が増えているということになるかと考えます。そうなりますと、滞納整理に力を入れるということもさることながら、就学援助の対象者を広げて、困難を抱えている家庭の負担に取り組むことこそ、給食費の無償化よりも喫緊の課題ではないかと考えますが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市の給食費の関係の考え方といたしましては、これまでも御答弁させていただきましたとおり、支援の必要な御家庭に対しては、今議員のおっしゃられましたような修学支援の制度で補ってきたと。物価高騰分に関しては、国の補助金、交付金を活用して、従前のおおりの金額を納めていただくように努力させていただいてきた経過がございます。

今後、無償化と、今のような支援の必要な御家庭と、どちらを優先すべきかというのは、ちょっと軽々に今私が論じることはできないと思います。きちんと庁内でも議論した上で検討すべき問題と私は考えます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 承知いたしました。

それでは、4番目ですね、調理業務委託料について伺ってまいります。

牛久市は自校方式ですので、学校ごとに調理業務を委託しておりますが、この委託料の推移を見ますと、令和2年度が約3億6,800万円、令和3年度が3億8,400万円、令和4年度は約4億400万円と年々増加しています。

ところで、広島市の給食業者が、コスト増加で経営が行き詰まり、事業を停止し、各地に影響が広がったことは、皆様報道で目にしたことと思います。帝国データバンクの調査で、2022年度の学校給食などを手がける事業者の6割が、業績不振だったことが分かりました。食材費や人件費が上昇する一方、契約金額の引き上げが進んでいないため、給食事業者は厳しい経営環境に置かれております。その背景として、給食事業は入札での発注が多く、価格競争に陥りやすいことが言われております。

牛久市の調理業務委託先には、安定的に業務に当たっていただくことはもちろんですが、調理員として働く皆さんの雇用が守られ、働きがいのある職場であることは、委託している牛久市としても、行政として配慮が求められると考えます。

現在の委託先の選定方法において、過度な価格競争なく、適切な選定方法となっているのかということと、今後の委託料の推移について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 牛久市の調理業務委託は、学校ごとに指名競争入札を行い、現在、合計6社と契約を締結しております。

給食調理業者選定におきましては、牛久市の競争入札参加資格を有する学校給食または集団給食の実績があり、社会経歴や経営状態が正常かつ良好で、常時営業を継続し相当数の従業員を有するものを条件に選定しております。

契約内容といたしましては、学校給食に関する法規、食品公衆衛生に関する法規等を遵守し履行するとともに、光熱水費、従事者の衛生検査、施設管理等を委託契約に含め、2年間の契約としております。

設計価格につきましては、各指名業者から参考見積りを徴取し、人件費の上昇等、設計額に反映させております。

今後の委託料につきましては、労働力人口減少による人手不足や、最低賃金の上昇など人件費の高騰が予想されますので上昇していくものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 委託料には光熱水費も入っているということですので、それも上昇していきますでしょうし、上昇していく傾向だというのは理解いたしました。

それでは、学校給食については最後の5番目になります。

給食費の無償化ですね、これについては、異次元の少子化対策の目玉となる政策の1つになっています。

しかし、学校給食を実施している自治体と、そうではない自治体など、給食の実施状況が自治体により大きく異なることや、コストに差があることから、不公平感もあり、文科省が課題を分析するため、実態調査を始めたそうです。

一方、自治体独自で給食費の無償化を行う自治体も見受けられます。お隣の土浦市では、当面、来年3月までの期間限定で、この10月から公立小中学校の給食費を無償化し、財源は2022年度決算で生じた剰余金を活用するという事です。

今回の市長選挙においても、ほぼ全ての候補者の公約に学校給食費の無償化を目指すことが言われておりました。また、その理由として、給食費は子育て世帯への負担が大きいことが挙げられておりました。

しかしながら、牛久市においても他の自治体と同じように無償化が可能なかどうか、この点は慎重な検討が必要であろうと私は考えます。最初にお尋ねした学校給食の運営方式の自校方式とセンター方式で、やはり大きく違うのは経費の問題でありましょう。そこで、具体的な金額をお示しいただきたいのですが、自校方式を採用している牛久市の令和5年度予算における運営費は幾らになるのか。それは、児童生徒1人当たりになると幾らになるのでしょうか。そして、センター方式を採用しているほぼ同規模の自治体と言える龍ヶ崎市ですね、こちらの場合は幾らになるのかをお示してください。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 自校方式を採用している牛久市の令和5年度予算における運営費は、14施設の調理業務委託が最も大きく約4億2,000万円、修繕などのほか維持管理費、栄養士の人件費、消耗品など約8,000万円で、およそ5億円となっております。

令和5年5月1日、学校基本調査の児童生徒園児数が6,614人になりますので、児童生徒園児1人当たりには換算しますと7万5,500円となります。

センター方式を採用しているほぼ同規模の自治体と言える龍ヶ崎市の令和5年度予算における運営費は約2億4,500万円となっており、龍ヶ崎市は児童生徒1人当たりは、同時点で、児童生徒数が5,030人ですので、1人当たりには換算しますと4万8,800円となります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

龍ヶ崎市が年間1人当たり4万8,800円、それに対し牛久市は1人当たり年間7万5,500円、おおよそざっくり言って1.5倍の運営費がかかっていることが分かりました。

給食費無償化となりますと、そこに食材費、令和5年度の予算では約4億円ですので、合わせると学校給食費としては9億円に及ぶ経費を丸々一般財源で補填することになります。学校給食無償化にした場合、その事業を継続させるための安定的な財源をどうするのか。教育費の中の何を削って食材費の約4億円を捻出するのか。そのめどをお伺いしたいと思います。

一度無償化したならば、恒久的な取組にならざるを得ない。だからこそ、教育費の中でこの学校給食費の無償化を優先して行うべきものなのか、納得できる御答弁をいただければ、私も反対するものではありません。そして、何より学校に子供を通わせている保護者の方たちから、給

食費が大きな負担になっているので、無償化をとした声があるのでしょうか。その点も含め、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 山本議員の質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、物価高騰による食材費の値上がりに対し、学校給食費を値上げすることなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供することができるよう、物価高騰分の食材費につきまして、令和4年度では3,809万2,000円、令和5年度では3,867万3,000円の予算措置を行い、保護者の負担軽減を図っているところであります。

学校給食費の無償化に関する安定した財源の確保につきましては、現在、令和6年度予算の編成に向け、各課において予算要求を行っているところであり、一般会計ほか、全ての会計の予算要求額を把握した後、歳入面では、市税や譲与税、交付金など、経常的な収入の今後の動向を見極め、一方歳出面では、既存事業の縮小や廃止を含め、費用の見直しを図り、新規事業を含めた事業の取捨選択を実施しながら、市民サービスの低下につながらないように、財源の確保に向け検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 保護者からの要望という点で、こちらからお答えさせていただきます。

保護者からの無償化を望む声といたしましては、市のホームページから、学校教育課へのお問合せとしての要望がございます。ただ、PTA等団体等からの要望が上がっているというような状況ではございません。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 給食費無償化のための4億円、この金額は教育費の年間予算、おおよそ約40億円だと伺っております。この中で捻出できる金額ではないとなると、市の全体の財源の中で、今市長が御答弁されたような取捨選択をしながらということだとは思いますが、安定的な財源の確保たるものはちょっとお示しいただけなかったのかなと思っております。

市長は一昨日の所信表明で、給食費無償化は段階的に進めるとのお考えを述べられましたが、ではその道筋をどう描いていらっしゃるのでしょうか。段階的に進めるといふ、その具体的なお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。御答弁よろしくお願いたします。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 所信表明でも確かに申し上げました。ただ、来年度予算に向けての、先ほども答弁申し上げましたが、予算に対する組立てというものは、まだ各課から上がってきておりませんし、数字的にもまだ把握しておりません。その数字を見た上で、また当初から言っているとおり、取捨選択、今まであった事業、今後その事業が必要なのかということをしつかりと見極めながら、予算を確保していく、削ったものを未来投資として投資していくという考えの下でありますので、今現段階で具体的なお示しというのはなかなか難しいかもしれませんが、お示しできる段階においては、それは皆様に報告する義務はあると思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 御答弁ありがとうございました。

食育の観点ということで、これは1昨日の市長の所信表明の中にも、この食育の観点という言葉がたしか入ってたと思います。その観点から、学校給食に関して様々伺ってまいりました。財源が厳しい中で、学校給食にどのようなお金のかけ方をして、どのように運営するか、それは子供たちをどのように育てたいのか、子供たちに学校給食で何を伝えたいのかということであり、地域の未来に関わる問題とも言えましょう。市長御答弁されたように、慎重かつ丁寧な制度設計をしていただけますようお願いいたします。

それでは、続きまして2番目の質問に参ります。当事者の視点に立った介護サービスと介護認定制度について伺ってまいります。

(1)です。特定福祉用具、これは暮らしを支える上で不可欠とも言えるもので、存在するだけで暮らしが変わるとも言われております。また、住宅改修は、利用者が住みなれた自宅で自立した生活を送る上だけでなく、一緒に暮らす家族の負担軽減にもつながるものです。

介護保険では、特定福祉用具購入費は、上限額が10万円、住宅改修の工事費の限度額は上限20万円の助成がありますが、年金暮らしの高齢者にとっては、負担は小さいものではないでしょう。これら特定福祉用具の購入費及び住宅改修費の支給方法については、2種類あると理解しています。1つは、利用者が事業者に自己負担額のみを支払い、残額は事業者が牛久市から受け取る受領委任払い、いま一つは、利用者が一旦費用の全額を事業者を支払い、その後保険給付分を牛久市から受け取る償還払いです。

では、現在の第8期の介護保険事業計画における3年間の実績人数と、そのうちの受領委任払いと償還払いの内訳を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 住み慣れた自宅で安心して生活するための介護保険サービス、いわゆる在宅サービスには、食事の準備や調理、生活必需品の買い物などを行う訪問介護、施設において日帰りで食事や入浴などの支援を受ける通所介護などのほか、生活する環境を整えるサービスとして、腰かけ便座や入浴補助用具といった特定福祉用具の購入と、手すりの取り付けや段差の解消を行う住宅改修があります。また、住宅改修等における支払いにつきましては、介護保険制度の原則は償還払いとなっておりますが、市では被保険者の一時的負担を軽減するため、受領委任払い制度を導入しています。

その特定福祉用具購入費及び住宅改修費の年度ごとの実績人数と支払方法の内訳ですが、令和3年度の特典福祉用具購入費の実績人数は239人で、受領委任払いが134人、償還払いが105人、住宅改修費の実績人数は246人で、受領委任払いが191人、償還払いが55人でした。

令和4年度の特典福祉用具購入費の実績人数は254人で、受領委任払いが153人、償還払いが101人、住宅改修費の実績人数は272人で、受領委任払いが215人、償還払いが57人でした。

令和5年度は8月末現在となりますが、特典福祉用具購入費の実績人数は70人で、受領委任

払いが37人、償還払いが33人、住宅改修費の実績人数は109人で、受領委任払いが82人、償還払いが27人でした。

なお、介護認定を受けている人全体から見たときの割合ですが、令和3年度の特定福祉用具購入者が7.2%、住宅改修者が7.4%、令和4年度の特定福祉用具購入者が7.2%、住宅改修者が7.7%となっています。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 やはり数字を伺ったところ、住宅改修はどうしても金額的にも大きいので、受領委任払いが多いのかなという印象を受けました。

この利用者の負担を軽減する受領委任払い、大変よい制度であります。ただ利用できる事業者が牛久市の場合は、市内の登録事業者8件のみとなっています。しかし、龍ヶ崎市などは、市内に限らず、広く近隣の事業者を登録して、その数は40件に及びます。牛久市も入っておりますし、取手市、つくば市、土浦市、常総市など、ほかの事業者も登録しています。多くの選択肢の中で様々な用具があることを知り、そこから利用者が適切に選べるのが、当事者にとってのよりよい介護につながるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、利用者の負担を抑えるための受領委任払いを牛久市が採用することになったのはいつからであり、その利用が牛久市の場合は市内の事業者に限っている、その理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 牛久市の受領委任払い制度ですが、特定福祉用具につきましては平成25年4月1日から、住宅改修費につきましては平成21年12月1日からそれぞれ始まっております。

市内に限られている理由につきましては、当時の資料に明確な記載がないものの、いわゆる地場産業の育成という観点から行われているものと認識しております。

福祉用具の提供や住宅改修は、カタログを見ながら利用者に合ったものを提供したり、住宅改修の場合も自宅に業者が出向き、実情に合ったものを提供したりすることから、市内外で提供されるものについては、大きな違いはないものと認識しております。

しかしながら、償還払いの方も少なくない状況であることから、今後はその理由や提供までの日数等、市民にとっての不利益について、現状の把握に努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 市内に限った明確な理由はないというような御答弁だったと思えます。

介護保険の理念では、介護サービスは多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならないとされています。これは、利用者に自由によりよいサービスを選ぶ権利があるということです。それを、保険者である牛久市が市内に限定することは、利用者が自由に選ぶ権利を妨げている可能性があるとも考えますが、その点についてはどうでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 権利を妨げているのではないかとの御質問ですが、当然これ当事者へのよりよいサービスが重んじられなければならないということは、当然もちろんのことですけれども、住宅改修等における介護保険制度そのものの原則は、あくまでも償還払いでありまして、受領委任払いはむしろ例外であるということは、改めて御理解を賜りたいと思います。

実際のところ、近隣市町村の状況も受領委任払い制度が全くないところから、受領委任払い制度がある上で、県外の事業者をも認めているところまで本当に様々でございます。

なお、先ほどのお答えと重なる部分もございますが、市外業者を利用され、償還払いになっている方の割合は、令和3年度の福祉用具が43.9%、住宅改修が22.4%、令和4年度の福祉用具が39.8%、住宅改修が21.0%となっております。

今後、市といたしましては、実際に導入している市町村にメリット、デメリット等を聞き取るなどした上で、適切に検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 そうですね。明確な理由がないのでしたら、市外も入れるのが、そんなに大変なことではないと思うので、ぜひ得意な調査検討をしていただいて、御検討いただきたいと思います。

それでは、2番目です。介護認定調査の現状と認定結果の公開状況について伺ってまいります。

牛久市も高齢者の増加により、要介護認定の申請件数が年々増えていくことが予想される所です。そこで、第8期の計画における令和3年度から令和5年度の要介護認定申請者数と認定者数の数をお示してください。計画期間の推計では、3,200人台から3,500人台へと増加することが予測されておりますが、おおむねこの推計どおりになっているのかお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 要介護認定申請者数と認定者数の延べ人数ですが、令和3年度の申請者数は、新規が895人、更新が2,345人、区分変更が444人、合計で3,684人であり、年度末時点での認定者数は3,330人であります。

令和4年度の申請者数は、新規が991人、更新が1,440人、区分変更が474人、合計で2,905人であり、年度末時点での認定者数は3,539人であります。

令和5年度は8月末現在となりますが、申請者数は、新規が428人、更新が544人、区分変更が202人、合計で1,174人であり、同時点での認定者数は3,628人であります。

第8期計画における認定者数の推計との比較ですが、令和3年の推計が3,216人、実数が3,330人ですので、実数のほうが114人多く、令和4年の推計が3,382人、実数が3,539人ですので、実数のほうが157人多いという状況です。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 第8期の計画においても、令和3年度、令和4年度と推計よりも高齢者、認定者数が増えているということが分かりました。

次に、介護保険制度上では新規、こちらの認定調査は、市の職員もしくは市の指定した事業受

託法人が行うことになっておりまして、区分変更や更新は事業者などに委託が可能ということになっております。牛久市においては、これらの認定調査を実施しているのはどこになっているのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認定調査の実施者ですが、新規申請と区分変更申請につきましては市職員であり、認定調査員の資格を有する会計年度任用職員、または課に配置されている常勤職員が行い、更新申請につきましては、居宅介護支援事業所などへの委託により行うことをそれぞれ原則としております。しかしながら、新規申請や区分変更申請であっても、遠方である場合には委託することもございますし、更新申請であっても事業所が多忙で委託することができないような場合には市職員が行うこともございます。

なお、牛久市の場合、事務受託法人への委託は行っておりません。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 分かりました。

それでは、更新に係る認定調査についてお尋ねしたいと思います。今伺った中でも、やはり更新の方の人数が随分多いという印象は受けました。この更新は、原則では居宅介護支援事業者が行っているとの御答弁でしたが、牛久市の場合は多くが担当のケアマネジャーのみで行っていると聞き及んでおります。しかし、近隣の自治体では、担当以外の居宅介護事業者のケアマネジャーが中立的な立場で行い、担当ケアマネジャーはあくまでも補助的な助言者としての立場で同席しているということを伺いました。担当のケアマネジャーが調査するとなると、例えば更新後の認定区分が変わった場合、受けられる介護サービスの内容も変わってくることから、利用者や担当ケアマネジャーのこれまで築いてきた信頼関係というのですかね、そういうものにも関わってくることになります。

介護保険では、公正中立が義務づけられていることと認識していますが、この点について改善はできないのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 更新に係る認定調査の結果、介護度がよくなった場合は、喜ばしいことである反面、介護度によりサービスの量や内容が異なってくるため、以前の介護サービスが受けられなくなるケースがございます。そのため、更新時の認定調査は、対象者の状況をより一層的確に把握する必要があります。

牛久市では、日頃より、対象者の状況をよく知るケアマネジャーが調査を行うことで、対象者の状態や環境的要因をより正確に調査に反映することが可能であると考え、基本的には担当のケアマネジャーによる更新時の認定調査をお願いしております。

認定結果については、認定調査票だけでなく、主治医意見書などを基に、介護認定審査会で審議決定後に通知されますが、不服申立ての制度もあり、疑義がある場合は市で相談を受けております。また、近隣市町村において、担当ケアマネジャーが補助的助言者として調査に同席していることですが、認定調査に関わる人員が2倍必要になることや、そのことで日程調整などが

より困難になるなど新たに生じる影響もございます。今後は、そのような体制で実施している自治体へ聞き取りを行うなど、調査研究を進め、よりよい認定調査の在り方を検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 今だと、牛久市は担当のケアマネジャーが対象者の状況を的確に正確に調査に反映できると考えているという御答弁だったと思います。でも、何をもって正確と言えるのか、ちょっとそこら辺に私は疑問なところがあるのですね。担当ケアマネだけでチェック機能をどう働かせるのかということも考えられます。第三者の目でも調査を行うことで、公正中立が担保されるのではないのでしょうか。認定調査に係る人員が2倍になり、調整に大変影響があるという御答弁でもありましたけれども、それがほかの自治体でできて、牛久市でできない理由というのは何があるのかお伺いいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 認定調査におきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、日頃御本人様がどういった状況にあるのか、あるいはどういった物事が頻繁にあるのかということを知ることが非常に重要である調査項目が大変多くて、そういった意味におきましても、日頃の様子をよく知っている、分かっている担当ケアマネのほうが正確であるというような趣旨で先ほどお答え申し上げたものでございます。

御質問の中でチェック機能、公正中立という言葉もございましたけれども、これはもう資格を持つプロとして、あるいは専門職として、よもや何かというのはあってはならないわけですし、もちろんないものと思ってございます。

しかしながら、こちら先ほどのお答えの繰り返しになってしまいますけれども、実際そういった体制で実施している自治体があるわけですので、そういった自治体にお話を伺いながら、お聞きしながら、私どもとしてもできる方法はあるか、できるための段取りは何かということ、よりよい認定調査の在り方というものを模索していくといえますか、検討してまいりますということでございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 よろしくお伺いいたします。

次に、認定結果について質問してまいります。

介護保険法では、申請から認定に要する日数は30日以内となっております。しかしながら、2019年の厚労省の資料によれば、平均38.5日かかっているそうです。申請者にとっては、早く認定が出て介護サービスを受けたい気持ちはやまやまでであると推測いたします。

牛久市においては、この申請から認定までの期間はどれほどになっているのでしょうか。また、認定結果の情報は、ケアマネジャーにとっても、自分が担当する利用者の方に説明する際に重要な情報です。認定調査員が行う基本調査での1次判定、その後介護認定審査会で決定した2次判定がありますが、牛久市では2次判定のみの公表と伺っております。しかし、取手市やつくば市では1次判定も公開しているそうです。審査会で決定した2次判定だけでなく、1次判定も公開し、審査経過の透明性を望む意見をケアマネジャーの方から伺っております。牛久市が1次判定

を公表していない理由は何でしょうか。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 初めに、介護保険法では、認定申請があった日から30日以内に認定結果を出すことを原則とし、認定調査に時間を要するなど特別な理由がある場合には、御本人に通知することで延期することができると定められています。

本年4月から8月までの当市の現状といたしましては、30日以内の割合が40.5%、30日を超えている割合が59.5%となっており、原則どおりのほうが少ない状況となっております。この理由は様々でありまして、認定調査に際して御家族が立会いを希望されるものの、実際にはなかなか都合がつかず日程調整に時間を要したケース、主治医へ意見書を依頼したものの診察をしたのが1年前であって最近の様子が分からないため意見書が書けないことが判明し、改めて他の医師へ依頼したケース、入院中に医療機関の勧めで申請したものの病状によって認定調査が行えないまま時間が経過したケースなどがあります。

次に、1次判定結果の公表についてですが、御質問のとおり、当市では行っておりません。この1次判定は、認定調査の結果と医師の意見書を基にしてコンピューターが判定いたします。文字どおり、御本人の状態を選択肢のみによって機械的に判定するものであり、その状態の背景にある事情や経緯などは考慮されておりません。そのような、いわば途中経過の判定をお知らせするメリットはなく、透明性においても問題がないものと認識しております。

最終的な認定結果である2次判定は、医師、歯科医師、薬剤師、介護福祉士などで構成される審査会において審査・判定がなされます。この審査会では、御本人のより詳しい状態や具体的に介護にかかっている手間などを基にして話し合われることから、介護度を正確かつ的確に判定したものととなります。したがって、1次判定と2次判定が異なった場合であっても、むしろ2次判定の方が本人の状態を正しく反映させていると言えるわけです。

なお、御希望があれば、所定の手続を経た上で1次判定結果も開示しております。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 ただいまの質問の件で、この1次判定、2次判定の件なのですが、これ私もちょっと疑問に思いまして、結果的にはする必要がないのかなと思っております。というのも、この透明性というのは、何をもって透明性を、開示というか結果を公表しなくてはいけないのかといったこと。例えば、不正があるかもしれないという透明性なのか、何をもって透明性とおっしゃっている意味はちょっと存じ上げませんが、そういった不正と思われるのであれば、それはないと私はもちろん担当課を信じておりますし、今後もそういったことがないように努めてまいりたいと思っておりますので、御心配のようでしたら、先ほど答弁ありましたとおり、必要に応じて公表するといったことは検討に値するのかなと思っております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

1次判定を知らせるメリットはないとの市長からの御答弁もありました。しかしながら、今牛久市の更新に係る認定調査は担当のケアマネが行っているわけで、その判定結果を利用者に説明

するのも担当のケアマネになるわけです。そのために、1次判定と2次判定の審査の過程を公表して、ケアマネが責任を持って利用者の方に説明できる状況をつくること、それが市の役割ではないかと。別に不正と言っているわけではないのですが、1次判定と2次判定が変わることもありますよね。そのときの説明をちゃんと利用者になんて納得していただくための情報になるのが公開ということですので、そういう意味で言っております。決して不正というわけではありません。特に先ほど申し上げましたように、更新の介護度が異なった場合は、利用者になんて納得してもらうというのは、本当にケアマネジャーにとっても大変なことだと伺っています。ケアマネジャーの方たちが、利用者の方とよりよい関係で仕事ができる、そういったことが当事者にとっても、よりよい介護につながると考えますので、1次判定の公表もと私も申し上げているところでございますので、御検討いただけましたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の3番ですね、介護認定業務の現状と課題について伺ってまいります。

介護認定のための介護認定審査会を開催するための資料の準備や配付作業など、担当課の職員には多くの業務があると聞き及んでおります。

そこでお尋ねいたしますが、介護認定審査会の開催頻度と、その中で何件の審査が行われ、そのための準備にかかる業務量はどれほどになるのでしょうか。押しなべて福祉関係部署の時間外勤務が多いと感じるところではありますが、高齢福祉課の職員の状況はどうでしょうか。その点も含め、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 牛久市の介護認定審査会は、委員として医師、歯科医師、介護福祉士の方々など20名を委嘱しており、5名ずつで4つの審査会を構成しています。開催回数はおおむね週2回程度となっており、1回当たりの審査件数は最大で35名で、本年4月から8月までの平均では約30.3名となっております。

準備にかかる業務ですが、まず会議資料の作成に多くの時間を要しております。認定調査の結果資料の内容把握と不備等の確認及びパソコンへの入力、主治医の先生から頂いた意見書内容のパソコンへの入力を経て、それら入力した資料を加工し発送しております。その他、当日会場準備、審査会終了後の対象者への通知等の一連の作業を開催ごとに行っております。審議会1回開催当たり約31時間ほどの業務量となっております。所要時間もさることながら、審査会が開催される1週間前に資料を郵送することや、主治医意見書の依頼は申請と同時に進行などタイトなスケジュールとなっており、窓口や電話対応と並行して行いますので、業務時間内に専念することは難しい状況となっております。

最後に、高齢福祉課の時間外勤務ですが、本年4月から8月までで、管理職を除く1人当たりの月平均が40.13時間となっており、課ごとで順位づけをした場合、3番目に多い状況です。なお、これは介護認定業務に限ったものではなく、課全体のものとなっております。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 月平均40.13時間、たしか時間外労働の上限は45時間でしたっけ。かなり近い時間を使って、介護認定のみならず、高齢福祉課の方たちは頑張ってくださいっ

ていると理解いたしました。

今後、この新規認定調査のみならず、今数字も御紹介いただきました区分変更や更新手続増えていくことが予想されれば、ペーパーレスという視点でも、また個人情報の保護という視点でも、介護認定調査の支援システム化、これは喫緊の課題であると考えます。

国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に次のような一文があります。「今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、各保険者において、要介護認定制度における業務の簡素化等も行いながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制を計画的に整備していくこと」、このように述べられております。担当課における介護認定に係る業務のシステム化についてのお考えをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史朗保健福祉部次長。

○宮本史朗 保健福祉部次長兼高齢福祉課長 介護認定調査の支援システム化の重要性につきましては、認定結果を待っている被保険者の皆様のためにも、また先ほど申し上げましたような、当課の状況を踏まえましても、真に必要であると認識しております。また、既にシステムを導入している自治体があることも承知しております。システムの種類によって仕様が異なるものの、導入すれば、現在職員が手作業で行っている事務について、省力化や効率化が見込めるものと思われまます。

導入に向けては、既存のベースシステムとの連携が可能であることを前提に、費用対効果を検証するとともに、システム化に活用できる補助金がないか、比較的廉価で導入できるシステムがないか、導入済みの自治体の状況はどうか等、引き続き調査研究を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 システム化できるところはシステム化をすれば、システム化できないところ、例えば介護認定において大きな意味を持つ特記事項、こちらを読み解くことに時間を割くことができるのではないのでしょうか。この特記事項は、対象者の状況を正確に把握するための情報であり、基本調査では把握できない対象者の具体的な状況、例えば、項目には当てはまらないものや、必要な介護の手間、住環境や家族状況など、特筆すべき点などを審査会に伝える重要な役割を持つと言われております。担当課の職員の方たちは、今もお忙しい中、この特記事項に丁寧に目を通すことを心がけ、職務に当たっていただいているとも聞いております。そうしたコストだけではかれないものこそ、当事者の視点に立った介護サービスを支えるためには重要なものではないのでしょうか。

庁内にもデジタル推進課が組織され、各課からデジタル化の要望や課題が上がってきていると思います。この介護認定調査の支援システム化は、その中でどの程度重要性が認識されているのか、また現状においてどのような課題があるのか、お示しいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 行政サービスの向上や行政運営の効率化の1つの手段といたしまして、デジタル技術の活用の重要性につきましては、当然認識しているところでございます。

本市におきましては、本年6月にデジタル推進体制を整備し、各課における、まず業務の課題の洗い出しを行いました。現在は、庁内におけます業務のデジタル化の優先順位を定めるべく、検討を行っているところでございます。

今後、介護認定調査支援システムをはじめといたしました個別の業務システムを導入する際に当たりましては、まずは各課におきまして業務プロセスの見直し、それと業務改善を行う必要があるものと考えてございます。その上で、システム導入効果が十分に得ることができるのかといった検証を行った上で、デジタル化を進める業務の優先順位と予算の状況を勘案しながら、システムの導入を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 山本伸子議員。

○13番 山本伸子 議員 市役所業務の圧倒的なマンパワー不足を解消するため、業務効率を上げる手段として、市役所業務のDXですか、デジタルトランスフォーメーションの推進を目指すことは、市長の公約の1つにもなっていたと思います。

高齢化社会において、介護認定調査の支援システム化は、スピード感を持って取り組む課題だと考えておりますので、前向きな調査検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で、13番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時40分といたします。

午後2時35分休憩

午後2時45分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番塚原正彦議員。

〔7番塚原正彦議員登壇〕

○7番 塚原正彦 議員 うしく未来プロジェクトの塚原です。よろしく申し上げます。通告書にある質問をしていきます。

まず1番、牛久市における若者の人口流出の要因と課題を克服するための戦略について質問させていただきます。前回の定例議会で質問した、この人口減少対策をどうするかというのを引き続き質問させていただきます。

茨城県内におきましては、若年層、特に進学や就職を控えた15歳から19歳、20歳から24歳の県外への転出超過が大きな問題になっております。民間の受験産業や就職情報誌の調査によれば、18歳から24歳までの、特に大学生、高校生の茨城県から東京圏への転出超過は、2016年で5,411人あったそうです。この数は全国7位ということで、かなり大きな数になっています。茨城県内の高校生が大学進学時に県内に残る割合は19%とされています。4年制大学の茨城県内にいる大学生の卒業者が県内に残る割合は30%です。つまり、若年層がほとんど出ていってしまうというのが茨城県の大きな問題なのです。

令和2年3月に発表された土浦市の人口ビジョンでは、年齢階層別の人口の転出転入のデータが掲載されています。土浦市では、0歳から4歳が5歳から9歳になるとき、5歳から9歳が10歳から14歳になるとき、25歳から29歳が30歳から34歳になるとき、それ以降の世代についても、50代の世代までは転出超過が続いています。特に18歳から24歳は圧倒的な転出になっています。牛久市においても、茨城県や土浦市と同じ流れが起きているのか、その要因を分析するための調査を実施するかについて伺います。

進学や就職を控えた若年層の流出は、地域社会にとって深刻な未来ショックを引き起こします。なぜならば、将来の子育て世代であり、未来の地域を担うキーパーソンの世代であるからです。今、地域間競争がスタートしている今日、この若年層を引きつけ、彼らが活躍する場をつくったり、未来のまちを担う、そのための活動を進める、そういう取組が全国で展開しています。茨城県もこの問題を深刻に考えておりまして、茨城大学と茨城県が、あるいは県内の大学が連携しながら、学生ビジネスコンテストを開催し、地域課題に大学生が挑戦する機会を奨励しております。そんなプログラムを組んでおります。

長野県の小布施町は人口1万人前後の小さな町ですが、この町は世界中の大学生と日本の高校生を集めるためのサマースクールや、町内の若者や都内の大学生を一堂に会して、小布施の未来をみんなで考えようみたいな若者会議を創設したり、近年では地方と都市の若者が参加して、新しい地域や新しい起業家を養成するための小布施バーチャル町民会議などを開催して取り組んでいます。これらの事例が物語っていますように、人口減少に歯止めをかける取組として、特に未来の社会を担う若い力に新しいプロジェクトに挑戦する機会を提供し、そこで実際に活躍してもらい、そういう戦略的取組が今全国でスタートしております。

交通の立地に恵まれ、日本遺産をはじめ、自然や文化遺産が豊富な牛久市は、磨き上げれば光るふるさとの宝物がまだまだたくさんあります。牛久市の自然、文化資源を発見し、磨き上げる課題を設定し、大学生や高校生などの若者を集客し、それに参画する具体的な施策を展開することで、若い時代から牛久市に学びに来てもらう、活動してもらう、参加してもらう、そして起業に挑戦してもらう、そういう動きを起こすことができれば、先ほどから議論になっていますように、とにかく若い職員を集めたり、未来のインターンシップとして、新しい市役所の職員や、新しい起業家を前もって養成するという取組にもつながるはずだと思います。牛久を学んでもらう、牛久で活躍してもらって世界の起業家になってもらう、そういう人材戦略を構築した上で、例えば大学や研究機関と連携して、若い世代が牛久をテーマに牛久をビジネス化したり、牛久の宝物を発信したり、そういうインキュベーションプロジェクトを興すための寄附講座を牛久市が設定するとか、そういう具体的なアクションを起こしてみたいかでしょうか。

以上、1番の質問になります。よろしく申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市の年齢ごとの転出入の状況といたしましては、令和4年の総務省の集計で、10歳代は転入152人、転出180人で28人の転出超過、20歳代は転入1,171人、転出1,166人で5人の転入超過となっております。

さらに、市独自の取組といたしまして、1年で一番転出入の多い3月から5月までの期間におきまして、窓口に来庁した転入・転出をする方にアンケート調査を実施し、転入元や転出先、主な理由、家族構成などを調査し、その動向を捉えております。このアンケートは、若者だけを対象にしたものではなく、かつ調査時期が限られたものとはなりますが、本市の転出入の理由などにつきまして一定程度の傾向をつかむことができます。令和4年のアンケート結果を見ますと、転入、転出ともに20歳代の方の移動が一番多くなっており、主な理由は、転入、転出ともに就職、転勤、転職、結婚、就学となっております。

次に、転出超過を招かないように行っている施策につきましては、転入者への直接的な支援といたしまして、わくわく茨城生活実現事業を実施しております。これは、東京圏から転入され、就業や住宅購入など一定の条件を満たす方に移住支援金を交付するもので、令和4年度は8件で780万円の支援金を交付しております。

また、その他の支援といたしましては、これまでも待機児童ゼロを目指した保育施設の充実や予防接種の助成、マル福制度の拡充を実施し、本年6月には子ども家庭総合支援拠点を開設し、支援体制の充実を図るなど、市の魅力を高め、子育て世帯に選んでもらえるよう、施策を実施してまいりました。

今後におきましても、御質問にございました事例を参考に、若者の転出対策といたしまして有効な施策を調査研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 ありがとうございます。

今のはどちらかというと、転出をいかに止めるかというような施策が中心になっていましたので、転入、つまり牛久を、例えば牛久シャトーをどうやって魅力的にするのか、牛久の観光プロジェクトをどうやって進めるのか。もちろん牛久にいる若い人たちにやってもらいたいのですが、それを都内であるとか、海外の大学の若者に挑戦してもらおう。そういう、外から呼び込んで、牛久でビジネスチャンスを実現する、そういう呼び込み方もぜひ新体制の中で検討していただければと思います。

続きまして、2番の質問に入らせていただきます。

2番は、牛久市役所の構想力と政策立案力を磨き上げるための人材養成についてであります。

地域間競争において選ばれるまちになるためには、牛久の強みと弱みを理解し、中長期的視点に立って、大胆な政策を立案できる人材の配置と、その養成が緊要の課題になっていると思います。

先ほどの若者の人口流出の際にも提起しましたが、若者の人口流出に歯止めをかける政策を、さらに一歩踏み込んで進めるためには、つまり牛久から流出しない流れをつくるためには、例えば小学校や中学校の児童生徒に牛久のふるさとの宝物の魅力と可能性に触れさせる機会をつくったり、あるいは中学生の段階で、それをビジネス化して商品化するような、具体的な総合学習等を使った教育プログラムに挑戦させてみるとか、そういう機会をつくる必要が出てきます。その

ためには、教材、教育カリキュラム、新しい担当講師等を調達し開発する必要があります。高校生になった段階では、さらに踏み込んで、本格的に資金を投入してビジネスを実践させるような、そういう社会実験をやってもいいと思います。実際に県内の高校では、幾つかそういう取組をしている学校があります。

そのような長期的視点に立ってプログラムを設計し、人材養成に取り組むためには、教育委員会の学校教育、社会教育、さらには教育委員会と商工観光課、農政課、こういう枠組みを超えた新しい発想で、さらには民間の資金や民間の視点を入れたビジネス戦略、教育戦略、そういうものを立案して具体的に進めていく動きを起こしていく必要があります。そのためには、沼田市長が所信表明でおっしゃられたように、従来の縦割りの発想を超えた新しい政策を打ち上げて、ブラッシュアップするための人材が必要になってきます。中央省庁及び地方公共団体、民間企業との人事交流などを展開することも視野に入れる必要があります。これまでの枠組みや発想にとらわれないで、問題解決を実行できる組織を構築するためには、チーム制をつくっていただくと同時に、柔軟な発想と人事交流で新しい血を入れる必要があります。

以上のような人材養成や意思決定システムをどのように設計されているのか、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

組織の枠を超えました意思決定を取り入れる柔軟な組織設計についてですが、市民の皆様からの御意見、御要望への対応や、特に推し進めたい施策に関して、市長直轄のプロジェクトチームを創設しまして、速やかに課題の調査、解決に取り組んでまいります。

また、国や県、財団法人等との人事交流につきましては、これまでも職員派遣の実績があり、今年度におきましては、文部科学省、茨城県土地開発公社、茨城県後期高齢者医療広域連合、一般財団法人地方自治研究機構にそれぞれ1名ずつ職員を派遣しております。

民間企業との人事交流につきましては、職員の能力の底上げを図るために大変有益であると認識しておりますが、各部署におきまして、職員の業務量が増加している現状を考えますと、すぐに今以上の職員数を派遣することは困難な状況にあります。しかし、幅広い視野を持った職員を育成するためには、戦略的な人材育成は必要不可欠であると考えております。

今後は、様々な分野において人事交流が行えるよう、継続的に組織体制の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 市長が所信表明で述べられたように、ぜひこのプロジェクトチームで新しい政策を次々打ち出していただくことを期待したいと思います。

続きまして、3番、デジタルトランスフォーメーションへの牛久市の戦略的対応と、図書館を起点にした人づくり構想について質問させていただきます。業務の効率化を図るだけでなく、デジタルの力を活用し、地域社会の課題解決や魅力向上を図るための総合的なデジタルトランス

フォーメーションの戦略検討について質問させていただきます。

現在、岸田内閣はデジタル庁を創設し、行政をデジタル化することで効率を上げ、利便性を高める取組に力を入れています。しかし、それはまだデジタルトランスフォーメーションの初めのステップです。

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタルを糸口にして新しいつながりをつくり、人々を幸せにするプロジェクトを生み出すことにあります。岸田内閣が提起するデジタル田園都市とは、デジタルの力を使うことで世界とリンクし、地域の個性を生かし、一人一人のニーズに合ったサービスを選び、多様な幸せを実現させることで、新しい富、新しい豊かさをつくることにあります。

豊かな自然と文化遺産があり、ベッドタウンで生活情報が集積している私たちのまち牛久市は、情報社会において、世界とつながり、富を生み出す可能性を秘めています。なぜならば、牛久にある地域資源は産業がつくったものではなく、食べる、着る、しつらえる、まさに生活者が主役の宝物が多いからであります。この生活をテーマにした文化資源こそ、これから先の社会において、人々の消費の対象であり、学びの対象になってきます。そして、それらの生活の資源こそが、これからの富の源泉になる可能性を秘めているからであります。

このように、生活情報が集積する牛久市の地域文化資源をデジタル化し、さらにはそれを誰もが楽しめるように物語化し、世界と共有することができれば、世界の人々を幸せにする富を生み出す可能性があります。牛久市は、日本で最初に生活や学びをテーマにしたデジタル田園都市のモデル都市として名のりを上げることができると私は考えています。

デジタル田園都市を視野に入れた地域社会の課題解決や、魅力向上を図るための総合的なデジタルフォーメーションの戦略策定をしているか、それについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修 経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 本市では、デジタル化を推し進めるため、牛久市デジタル化推進ガイドラインを令和4年9月に策定し、喫緊に取り組むべき事項といたしまして、国が示す6つの重点事項を含む11の事項を重点施策として位置づけたところでございます。

11の重点施策のこれまでの取組状況につきましては、マイナンバーカードの普及促進では、ガイドライン策定時点の交付率48.5%に対し、最新の数値となります令和5年9月30日時点で77.9%と交付が進みましたが、今後におきましても、引き続きマイナンバーカード申請サポートなど、普及促進に取り組んでまいります。

次に、行政手続のオンライン化では、国が示す、特に国民の利便性向上に資する手続といたしましては、子育てや介護に関する26の手続や転出、転入、ワンストップサービスなど、国が運営するマイナポータルやぴたりサービスからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を既の実施しており、その他の手続につきましてもオンライン化に向けて取り組んでまいります。

次に、デジタル化推進体制の整備では、部長等で組織される電算化推進運営委員会をデジタル化推進本部といたしまして、各部署にデジタル化推進リーダー17名、デジタル化推進員35名を選任し、庁内業務の課題の洗い出しを行い、デジタル化可能な業務の検討を行っているところ

でございます。

次に、職員研修の実施、セキュリティ対策の徹底では、全職員を対象といたしました情報セキュリティ、個人情報保護を内容とした情報研修を実施しております。今後におきましても、全ての職員がデジタルトランスフォーメーションの基本的な知識を習得し、ICTの基本的ツールを活用することができるように、デジタル化推進リーダーや推進員を対象とした研修の実施や、情報セキュリティポリシーの見直しを引き続き実施してまいります。

また、これらの取組のほか、キャッシュレス決済の導入、自治体情報システム標準化・共通化につきましては、本年度に事業着手するとともに、残る4つの重点施策でありますAI・RPAの利用促進、地域社会のデジタル化を促進、デジタルバイド対策、テレワークの推進につきましても、本年度に整備いたしましたデジタル化推進体制の中で検討を行いながら、デジタル田園都市国家構想交付金などを積極的に活用し、本市のデジタル化の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 まだ検討の初期段階なのですが、ぜひ業務の見直しだけではなくて、地域社会のデジタル化や、先ほど課や部の枠を超えたプロジェクトチームの中でも、このデジタル化を使って、モデル事業が1つでも2つでも起きるような事を起こしていただければと思います。

引き続きまして、デジタル化のテーマとして2番と3番は図書館について質問させていただきます。特に牛久市の図書館のデジタル化と、それについての質問を2番でさせていただきます。

24時間、いつでもどこからでも借りられる電子図書は、これから大きな可能性を秘めています。電子図書は場所や時間にとらわれず、インターネットを通じて書籍の検索、貸出し、返却、閲覧が可能です。図書館に来館できない人にサービスをすることができます。

電子図書の登場によって、文字を読むことが困難な人に対して、音声で読書可能にすることができています。そういう理由で、2020年は電子出版の市場は3,931億円規模に膨れ上がりました。これはコロナの影響があります。今現在、電子図書は出版市場全体の25%を占めるほど成長しております。今、若い世代にとっては、電子書籍による読書や電子書籍を活用した学習活動が一般的になってきています。

ところが、日本の公共図書館における電子図書館サービスの導入図書館は、2020年段階で100自治体、97図書館にとどまっています。日本全国では1,380の自治体があるので、7.2%しか電子図書館は普及していない現状があるのです。

一方、アメリカの公共図書館では、90%以上の図書館において電子図書の導入が進んでいます。私が基本構想を書いて、創設以来関わってきています桜川市デジタル図書ミュージアムが2024年12月に開館しますが、ここでは地域情報を収集、記録、発信し、交流する新しいデジタルアーカイブ機能を持った日本で最初の本格的な電子図書館と銘打って設立されますが、このように地域においても、近隣においてもデジタル図書館が造られるようになってきました。

牛久市において、図書館のデジタル化、あるいは電子図書がどのように活用されているのか、それについての現状、あるいは将来電子図書について想定されているのか、その辺りの報告をいただければと思います。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

図書館におけるデジタル化の現状ですが、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画における地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続に真っ先に挙げられている図書館の図書貸出予約等につきましては、県内44市町村中、牛久市を含めた37市町村がシステムを導入し、対応しております。

なお、当市のシステムでは、所蔵資料の検索、予約を図書館ホームページ上で行えるほか、自分の借りた資料の記録を管理できる機能や、レファレンス事例の検索機能に加え、スマートフォンの画面を提示することで、利用者カードの代わりとして使える機能などにより、利便性の向上を図っています。

また、その他のデジタルサービスとして、過去の新聞記事や判例等のデータベースを館内で閲覧いただけるほか、クラシック音楽を中心とした音楽配信サービス、ナクソス・ミュージック・ライブラリーは、インターネットを介して自由な場所で御利用いただくことが可能となっております。

当市ではこのようなデジタル技術を用いたサービスを提供しておりますが、電子図書館やデジタルアーカイブの導入については、現在検討段階でございます。

図書館に行かなくても、インターネット上で図書館資料を借りることができる電子図書館の導入状況は、現在のところ、県内で18市町村、まだ半数には届いていないものの、コロナ禍を経て増加傾向にございます。また、デジタルアーカイブについては、水戸市、常総市、筑西市、守谷市などで取り組まれており、近隣市である守谷市では、電子図書館とは別にアーカイブを持ち、市史や伝記等を掲載しています。なお、その他近隣市の図書館では、デジタルアーカイブは未実施のようでございます。

県内で増加傾向にある電子図書館、また先進事例のあるデジタルアーカイブですが、導入には課題もございます。電子図書館は、プラットフォーム代などのランニングコストを含めると、1冊当たりのコンテンツ費用が、紙の書籍のおよそ2倍から3倍程度になること。また、コンテンツ利用に回数制限がある場合が多く、市の財産として保有できないことなどの課題がございます。そうした中、先般新聞報道されたとおり、公立図書館における複本購入の制限について、国で議論される予定であることなど、先行きが不透明な要素もございます。デジタルアーカイブは、ただ単に資料保存をデジタルで行うだけではなく、オープンデータとして、その資料を十分に活用してもらうための仕組みづくりも非常に重要であると考えています。

今後とも、先進事例を参考として利活用ビジョンを想定し、方針を定めることにより、計画的な導入ができるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 まだ恐らく牛久市はデジタル、特に予約や検索システムのデジタル化の取組をスタートした段階で、電子図書やアーカイブ、それをどうやって使って教育プログラムを展開していくかということはまだ研究途上だと思いますが、どこも研究途上なので、なるべく広い視野を持って、従来の図書館概念を超えるような新しい視点から、デジタルライブラリーづくりに取り組んでいただければと思います。

3番。では、以上のような2番までの質問を踏まえて、戦略的にデジタルトランスフォーメーションを展開していくためには、図書館を起点にしたデジタルトランスフォーメーションプロジェクトが展開できるのではないかと御提案をしたいと思います。

情報が集積している図書館は、過去と未来をリンクして世界とつながることができ、人を元気にすることができる魔法の舞台です。アメリカ合衆国では、図書館を設置することから都市計画がスタートし、住民票の登録を図書館で実施する市や州が多数を占めています。世界最大級の知の殿堂と言われ、ニューヨーク市民にも愛されている、9.11の被災のときには2年間住民の被災センターの役割も果たしたニューヨーク公共図書館は、若者の起業やハローワーク機能も持ち、芸術支援に加え、子供からお年寄りまで全ての年齢、全ての人々に向けた教育プログラムが展開されています。ニューヨーク公共図書館は、ライブラリーの枠を超え、ミュージアムでもあり、観光の拠点にもなり、ビジターセンターの役割も果たし、学校の役割も果たしています。本を糸口に生活を磨き上げるためのあらゆる学びにリンクすることができ、つながることができる創造空間になっています。皆様ぜひニューヨーク公共図書館のホームページをご覧ください。びっくりすると思います。

アメリカでは、図書館が市民生活のあらゆる情報を提供して、相談サービスを実施する場として、市民の生活を支えるライフラインの役割を果たしています。このニューヨーク公共図書館には、世界最先端のデジタルライブラリーがあり、ここではデジタルチームが4年間にわたって、ニューヨーク公共図書館独自の電子書籍、電子アプリSimplyEを開発しました。現在、30万冊以上の電子書籍、著作権が廃止になったものを全部電子書籍化して、朗読を入れ、朗読ブックを提供し、24時間いつでも読みたい本がダウンロードできるようになっております。食や健康、ビジネス、環境、観光、多様な学習コンテンツがデジタル化されたオンライン教材として、配信されているのが現在のニューヨーク図書館です。そのように、世界を視野に入れると、様々な図書館が、人が集う、情報が集う、若者が新しいビジネスにチャレンジする、そういう場になっているのです。

韓国の首都ソウルは、歴史的建造物であった市庁舎を巨大な図書館に改装し、その背後に高層建築で新しい市庁舎を設置しました。この図書館のキーワードはヒューマンライブラリー、創造の翼で冒険しよう。明らかにこの市庁舎は、図書館でありながら市庁舎で、図書館の枠組みを超えた、つまり市庁舎に行くことによって新しい学びやわくわくする冒険ができて、世代を超えた学びができ、イベントができ、音楽にも出会え、人々が集まるまちのシンボルになり、観光施設になっています。

牛久市の図書館への支出は、令和5年度1億9,500万円ぐらいになっております。龍ヶ崎市は9,000万円程度です。来年12月にオープンする日本で最初の本格的なデジタルミュージアムライブラリーの桜川市は1億5,000万円の規模で運営される予定です。今現在、牛久市に注ぎ込んでいる図書館の予算を柔軟に活用できれば、恐らく桜川市と同レベル、あるいはそれを超えるデジタル化が展開でき、プロジェクトチームで図書館業務の発想を見直していただければ、先進モデルになる。岸田内閣もどこも想定していないような、ニューヨーク公共図書館やソウル市図書館のような新しい取組ができるかもしれません。デジタル田園都市の可能性を秘めた牛久市は、従来の図書館の枠にとらわれることなく、新しいデジタルトランスフォーメーションのプロジェクトの構想をつくりながら、ぜひプロジェクトに挑戦していただく、そういう新しい発想を持った市政展開をしていただきたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 塚原議員の質問にお答えいたします。

本市のデジタル化に向けた取組といたしましては、専属部署として、令和4年4月にデジタル推進課を立ち上げ、同年9月にデジタル化を推し進めるため、牛久市デジタル化推進ガイドラインを策定いたしました。また、本年6月にはデジタル化推進本部の設置をはじめとして、デジタル化推進リーダー及びデジタル化推進員を選任し、デジタル化推進体制の整備を行い、庁内業務のデジタル化について検討に着手したところであり、地域社会のデジタル化の推進については、取り組めていないのが現状であります。

今後、まちづくりを進めていく上で、デジタル技術の活用による地域活性化や社会課題の解決を図ることは重要な課題と認識しており、牛久市デジタル化推進ガイドラインにおきましても、地域社会のデジタル化の推進が重要施策に位置づけておりますので、まず現状では庁内業務のデジタル化を優先して取り組み、地域社会のデジタル化につきましても、先進地である桜川市で整備を進めている図書館機能、公民館機能、支所機能を併せ持った複合施設等、他自治体の取組事例なども参考にして、デジタル化推進本部等において検討を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 ぜひ検討して、長期構想の中で進めていただければと思います。

続きまして、4番目の質問をさせていただきます。去る9月10日に実施されました牛久市長選挙で争点とされた牛久市の財政硬直化についてです。

市長選挙において提起された問題が牛久市の財政硬直化です。平成29年以降に実施された大型公共事業により、市債残高が307億円から331億円に膨れ上がり、借金に依存し続ける深刻な財政危機にあるという指摘がなされ、市民から、牛久市は大変なことになるというような声が私のところにもたくさん届きました。

私が調べてみた範囲では、経済雑誌やビジネス誌で、今住みやすさのランキングだとか、財政力のランキングだとか、先ほど池辺議員の質問にもありました職員数のランキングとか出ているわけですが、ある権威のある経済雑誌が発行している財政指標を調査してみた結果、2020年

度版では、牛久市は日本全体の174位の財政健全化があって、偏差値は55ぐらいですから、平均よりもかなり上のランクに位置づけられていた。健全度は高いレベルに位置づけられていました。

この会社で出しているデータは、5つの視点で日本全国の市町村をランキングしているのですが、支出が収入の範囲に収まっているか、つまり収支がちゃんと保たれているか。外部の環境の変化があっても柔軟に対応できる弾力的な財政規模になっているか。3番目が、支出を税収で賄えているか。4番目が、税収に安定した裏づけがあるか、財政基盤になります。5番目が、財政上の負担を将来世代に先送りしていないか、将来負担。この5つの視点でランキングした成果だそう。これはあくまでも民間の調査ですが、先ほど申し上げましたように牛久市の財政は健全であり、まだ未来に投資できる余裕はあると私は読み取っております。

この市長選で争点になった財政の硬直化と健全度、それについて具体的に分かりやすく、本当に危機に陥っているのかどうか、そこを説明していただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 令和3年度まで増加傾向にございました地方債残高につきましては、令和4年度決算では316億7,000万円と、普通会計決算では10億5,000万円の減額、下水道事業会計では3億8,000万円の減額となり、普通会計の歳入に占める地方債の割合につきましては、令和3年度7.1%に対し、令和4年度4.3%と引き下がっております。

また、令和3年度当初予算におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、前年度比7億3,000万円の減額を見込みました市民税は、令和3年度決算におきましては121億9,000万円と、前年度比0.2%増の結果となりましたが、令和4年度決算では、個人市民税の落ち込みから121億1,000万円と、前年度比0.6%、8,000万円の減額となりましたが、市民税を含めました自主財源につきましては、令和3年度の163億8,000万円から、令和4年度は179億6,000万円と増加し、歳入総額の54.0%を占める自主財源が確保されております。

また、令和3年度決算におきまして、80%台に引き下がった経常収支比率につきましては、令和4年度決算では、再び90%台に引き上がり、実質公債費比率につきましても2.6%と前年度から0.2%引き下がってはおりますが、実質公債費比率につきましても、県内でも低い数値となっており、先ほど申し上げました地方債残高の減少、自主財源の増加など、総合的に改善が図れた決算となっていることから、深刻な財政危機には至っていない状況と考えております。

今後におきましても、市民税をはじめとした自主財源の確保を図るとともに、国の地方財政計画等の動向に注視し、公債費等の適正管理に努めながら、持続可能な財政基盤の構築に向け、財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 塚原正彦議員。

○7番 塚原正彦 議員 今の説明でおおむね理解はしたのですが、やはりなかなかですね、グ

ラフを用いたり、ビジュアル化するなどして示さないと、なかなか市民には理解できないのではないかと。今回この指摘があつて、私もいろいろ公開情報を洗い出したのですが、牛久市の健全度をきちんと説明する、先ほどの民間の経済誌がランキングしてくれて、牛久市は職員の数も住民1人当たり非常に少ないし、財政基盤もそれほど揺らいでいない。将来人口もそれほど減らない。そういうアピールがあまりされてないのですね。調べないと分からないのです。牛久市の住みやすさ、可能性、こんな頑張っている姿をもっとビジュアル化してプロモーションしないと、先ほど冒頭私の1番目の質問にあつたように、若い世代に牛久で何かチャレンジしてみようと、そういう発信になりませんので、ぜひ今の説明を分かりやすく図解するなり何なりして、プロモーションしていただくような情報管理をしていただければと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 ここで発言を求められておりますので、これを許します。糸賀 修経営企画部次長。

○糸賀 修 経営企画部次長兼財政課長 先ほどの答弁の中で、実質公債費比率につきまして、2.6%と前年度から0.2%引き下がっているという答弁でございましたけれども、実質公債費比率につきましては、0.2%引き上がっているということでございます。申し訳ございませんでした。

○7番 塚原正彦 議員 市の財政健全度も分かりましたので、これにて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、7番塚原正彦議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時40分といたします。

午後3時33分休憩

午後3時45分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番柳井哲也議員。

〔8番柳井哲也議員登壇〕

○8番 柳井哲也 議員 うしく未来プロジェクトの柳井哲也でございます。よろしく申し上げます。

このたびは、牛久市長、沼田新市長を迎えて、牛久市議会も活気のある議会を、一般質問をやって進めております。私も新しいまちづくり、一生懸命頑張つてやってまいりたいと思います。

実は9月20日の新聞であります。茨城県の基準地価が報道されました。これを見ますと、牛久市は本当にすばらしいまちなんだなということで理解できます。どういうことかと申しますと、牛久駅の前こそ去年と地価は変わっていないのですけれども、田宮町、それから中央一丁目辺りは地価の上昇が記録されております。これが1坪当たり3,300円。ひたち野うしくの東側、西側、両方見てみますと、1坪当たり1万円弱、やっぱり地価の上昇が見られます。牛久市

はTX沿線でもないのに地価の上昇が見られるということは、すごいことだと思っております。牛久のまちが、本当に夢のある、希望のあるまちであることが、数値上示されていると考えています。県南地域でこういうまちは、本当にすばらしい長所であると思っております。

しかし、皆さん、本当に残念なことなのですが、人口が、牛久市は、にもかかわらず、減少を続けているのです。どこに問題があるのかということで、今回牛久市のまちづくりについて質問させていただきます。特に全体になりますとぼやけていきますので、牛久駅周辺、中心市街地、どんなふうに牛久市は考えているのか、そういうことに絞りまして、まず第1に、牛久駅周辺のまちづくりをどのように考えているのか。

これまで本市は、様々な牛久駅前の整備をやってきましたが、もっともっと希望の持てる、さらに魅力のあるものにするにはどうしたらよいか、どのように考えているか、そのことについて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 牛久駅周辺につきましては、にぎわいのあるまちづくりを目指し、国の補助金を活用しながら、牛久駅前西口広場のバリアフリー化やエスカード牛久ビルに連結するペDESTリアンデッキに屋根の設置を行うなど、利便性の向上に向け整備を進めているところでございます。今年度も公衆トイレの設置を予定しており、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

また、エスカード牛久ビルにつきましては、昨年5月にパシオス、ダイソーが出店し、これまでのエスカード牛久ビルでは見られなかった高校生をはじめとした若年層の利用者の姿が見受けられ、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類感染症に移行された後、一部の店舗では昨年度より売上げが上がったとの報告をいただいております。引き続き、小売業に限らず、幅広いリーシングの実施と、公共的利活用を推し進めることで空き床の解消を図り、エスカード牛久ビルが牛久駅周辺の中心市街地のにぎわいの拠点となるよう取り組んでまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 エスカード牛久ビル、できるだけ速やかに、にぎわいの拠点となるよう、一刻も早い解決をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。ひたち野うしく駅を中心とするまちづくりについてであります。私は、最初の質問にも関係するのですが、牛久市になくて隣の自治体にあるもの、いつもこれが気になっております。例えば、牛久市にないもので隣にあるというのは、裁判所ですね。まず裁判所、牛久市にはありません。税務署も牛久市にはありません。それから、労働基準監督署も牛久市にはありません。その他、いろいろほかにもあります。国レベルのものでありますと、県内いろんな自治体にいろいろな県立、国営、海浜公園だとか、大洗の県の水族館だとか、いろいろ、たくさんたくさんよそにはあるのですが、牛久市には県立とか国営のそういう施設は現時点では全くありません。私が希望を持っているのは、そういうところで今度牛久市に迎えた新市長、沼田市長はこれまで県議会におられて、県職員あるいは県知事ともパイプが太い、国とのパ

イブも持っておられるとお聞きしております。様々なことを、よそにあるんだから牛久にないの
おかしいじゃないかと私は思っていない。しかし、そのようなまちづくりに、牛久にないもの
を何とかしていこうと考えたときに、牛久市の一番長所は何かということを考え、では、まち
づくり、こういうものを国や県にも働きかけてみようという考え方、これまであまりなかったと
思います。沼田市長を迎えて、そういう視点もぜひとも取り入れて、まちづくりを進めていただ
きたいという思いも込めて、2番目のひたち野うしく駅を中心とするまちづくりについて、質問
したいと思います。

ひたち野ニュータウンとしての住宅地、ほとんどなくなっているにもかかわらず、基準地価、
先ほど申し上げましたように、ひたち野うしく駅の東側も、西側も、昨年と比べて9, 900円
です、正確には、1坪当たり。これからも上がっていくものと思います。基準地価はこういうこ
となのですが、取引価格はその倍ぐらいのうわさもお聞きしております。それだけ牛久は期待の
持てる場所なんだなということが分かるわけでありまして、にもかかわらず、なかなか全体と
しては人口減少が続いている。発展の可能性、どうなんでしょう、市のまちづくりが常に有効で
あれば、さらに発展すると思うのですが、このまま何もしないでいたら、発展の可能性も失われ
れるものと考えております。ひたち野うしく駅周辺のまちづくりについて、市のお考えをお聞か
せいただきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 柳井議員の質問にお答えいたします。

ひたち野うしく駅を中心とした市街地は、駅が平成10年に開業し、北部ニュータウンとして
街びらきして以来、継続した住宅需要に支えられ、戸建て住宅や高層マンション、店舗などが立
地し、ほぼ宅地が埋まりつつある状況です。

本年2月から、ひたち野リフレプラザ市民窓口を設置し、併せてフリースペースを設けるなど、
地域住民の利便性向上を図っているところです。

さらに、人口増加策の1つとして、ひたち野うしく中学校の開校や、現在も続く宅地需要に対
応するため、ひたち野うしく中学校の北側隣接地約10.6ヘクタールの区域において、組合施
行による土地区画整理事業の計画を進めており、来年度には組合の設立と事業認可の取得を予定
しているところです。まずは、この事業を着実に進め、効果を確認した上で、都市計画マスター
プランなどと整合を図りながら、今後の計画を検討してまいりたいと考えております。

また、こちらは牛久市の事業ではございませんが、茨城県では県道土浦稲敷線や県道土浦竜ヶ
崎線の整備が進められております。圏央道へのアクセスもよく、ますます利便性が高まる地域で
あると想定されますので、そういった動きにも注視しながら、まちづくりの検討を進めてまいり
たいと考えております。

また、先ほど柳井議員の質問の中で、牛久市には国や県の施設がないといったことに対しまし
て、私に求めるものが非常に大きいといったようなことに捉えました。確かに言わんとしている
ことは分かりますが、国や県で行う事業においては、今すぐといったことはなかなか難しいと判
断しております。そういった御理解をいただきたいといったことで、あとひたち野うしくのまち

づくりにおいては、やはりこの牛久市全体の、ある意味牛久市を牽引する地域であるとも認識しております。今後、その地域住民の方が何を求めるかによって、あそこのまちづくりというのは常に変化してくるのかなとも思っておりますので、そこは注意深く見ながら、今後慎重に行政運営を図っていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 市長から答弁いただきました。ありがとうございます。ある意味、無理なことを言ったような形になってしまいましたけれども、過去、隣のまちは本当に大きなまちで、いろいろなものがそろっているのは当たり前であります。ただ、こういう例があります。宅地建物取引業協会牛久・龍ヶ崎支部というのはあるのですが、以前は隣のまちは結構大きかったからあれなのですけれども、いざ、最近そういう事務所本部をどこに置くかということになると、牛久の商工会に置かれていること、皆さん御存じだと思います。これは、牛久市内に宅地建物取引業者が非常に多いということで、実態に合った形ができてきたということだと思っております。まちづくりこれからやっていく中で、今3組合の統合化ということも話合いに出ておりますが、これまでは全てそういう本部というか、事務所は隣のまちだったのですが、少しずつ少しずつ見直しの時期が来たときに、やっぱりそういう実態に合ったまちづくりがされると、市民も非常に利便性が増しますし、商業界の人も非常に潤ってくるということで、牛久市のそういうまちづくりがだんだんだんだん充実していきますと、本当に市内の方々に喜んでもらえるものと思っております。魅力のある住みよいまちづくり、どうやってつくっていくか。これは執行部ばかりでなく、議会も共に知恵を出し合って、すばらしいまちづくりをしていけたらいつも思っております。よろしく御指導いただけたらと思います。

極めて簡単でありますけれども、私の質問をこれで終わらせていただきます。あっ、まだ残っています。いつもこれやっちゃうのですね。2番目の質問に移りたいと思います。

牛久市の国際交流協会がありますけれども、この活動内容について質問したいと思います。1番目は、目的とこれまでの活動内容について、コロナ禍前とコロナ禍両方でお答えいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 牛久市国際交流協会の目的は、牛久市と国内及び国外の姉妹都市との交流及び市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、市民文化の向上に資するとともに、国際親善に寄与することにあります。

組織としては、日本語部会、料理部会、都市交流部会の3つの部会で構成されており、主な活動内容としては、市内在住外国人向けの日本語教室、世界家庭料理の会、国際理解教育講座の開催等となっております。そのほか、海外、国内の姉妹都市交流については、現在は主に事務局である市民活動課がそれぞれの自治体の担当者と連絡を取り、イベントの際には協会の会員にお知らせし、参加を募る形を取っております。

姉妹都市交流について申し上げますと、コロナ禍前においては、海外では、カナダのホワイトホース市とはお互いの中高生の隔年での派遣と受入れ、オーストラリアのオレンジ市については、

市内の3つの高校がお互いの相手校生徒・教諭の派遣と受入れ、イタリアのグレーヴェ・イン・キアンティ市とは、牛久市民団の派遣などを行ってまいりました。

国内では、常陸太田市とはかっぱ祭り踊りパレードへの参加受入れ、W a iワイまつりでの出店、常陸秋そばフェスティバルへの牛久市民団の派遣等の交流を、宮城県の色麻町とは、同じくかっぱ祭り踊りパレードへの参加受入れ、色麻町かっぱのふるさと祭りへの牛久市民団の派遣等を行ってまいりました。

令和2年からのコロナ禍における3年間については、残念ながら対面での姉妹都市交流はほとんど行うことができず、唯一、オーストラリアのオレンジ市とコロナ禍前から行っていた、インターネットを介した日本語朗読コンテスト、通称牛久カップのみを行いました。

コロナ禍も落ち着いてきた現在では、海外も国内も、少しずつ元どおりの活発な姉妹都市交流を復活させ、事業を推進していく予定であります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 文化交流ということで、こういう経済交流みたいなものは目的となっていないので、オレンジ市やホワイトホース市などからALTに来てもらうなどということは、無理なんだろうね、きっとね。そういうふうに理解いたしました。

2番目の児童生徒のための交流について質問させていただきます。高校生は、オーストラリアのオレンジ市やカナダのホワイトホース市へ派遣を行っていますが、国内の姉妹都市である常陸太田市や親善友好都市の宮城県色麻町へ、児童生徒のための1週間程度のホームステイ、このようなものを考えられないかどうか質問させていただきます。お願いします。

○諸橋太一郎 議長 飯島希美市民部次長。

○飯島希美 市民部次長兼市民活動課長 牛久市国際交流協会では、次代を担う青少年に、姉妹都市でのホームステイの機会を提供することにより、視野の広い国際感覚と郷土愛に満ちた人間性を育む目的で、コロナ禍前まで隔年で行ってまいりました。カナダ・ホワイトホース市への派遣事業に参加した中高生は、慣れない英語でホストファミリーとコミュニケーションを取り、異文化を肌で感じ、ユーコン準州の雄大な自然の中でのアウトドア活動を体験することにより、市民同士が交流を深め、日常から離れて真にリラックスできたことなど、貴重な体験をすることができました。その体験は、青少年にとって今後の人生を豊かにするものであると考えられます。

国内の姉妹都市を考えてみますと、常陸太田市、宮城県色麻町ともに牛久市とはかなり趣を異にするまちであります。常陸太田市には、旧水府地区の竜神峡をはじめとする沢山の自然が残されています。また、宮城県色麻町も、ベッドタウンとして発展してきた牛久市とは異なり、稲作を基幹産業とする農業の町で、豊かな田園風景が広がっています。両市町とも、青少年にとって訪れる価値のあるところでもあります。

今後、保護者や学校から、児童生徒を常陸太田市や色麻町にホームステイさせたいなどの要望がありました場合には、両姉妹都市の国際交流協会と協議を行い、市の教育委員会とも相談しつつ、協議検討してまいりたいと思います。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 柳井哲也議員。

○8番 柳井哲也 議員 ホームステイの質問をさせていただきました。なぜこのような質問をしたかといいますと、様々な理由で不登校となっている児童生徒のために、国内留学というのが今よくテレビなどで、その成功例が報道されます。牛久市とそういう信頼関係のある色麻町とか常陸太田市と、そのような制度が設けられたらなという思いがいつも思い出されまして、国際交流協会の目的からは無理があるようですね。これはもう、牛久市には、この件についてはきぼうの広場がありますよということで、それは私もよく存じているのですが、完全にこの環境を離れたところで子供たちが生活を送れる、そういう場の提供、そういう選択肢、1つ増やしてもらえたらなという思いをいつも持っています。そういうことを考えていただけたらという思いを込めて質問させていただきました。検討をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問をこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、8番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は16時20分といたします。

午後4時13分休憩

午後4時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番加藤政之議員。

〔11番加藤政之議員登壇〕

○11番 加藤政之 議員 皆様、改めましてこんにちは。会派市民クラブ、立憲民主党の加藤政之です。任期が始まって半年が経過し、市民の皆様から市に対する要望や改善案等を受け、その代表的なものを今回の議会で質問いたします。よろしくお願ひいたします。

まず、大きく分けて1つ目の質問、災害時の市の対応についてお伺ひいたします。

近年、異常気象による線状降水帯の発生に伴う水害が全国各地で発生している中、比較的災害が少ないと言われてきた本市でも、決して災害と無関係とは言えない状況です。やはり災害に対するふだんからの準備が市民の安全と命を守るという観点からも、非常に重要になってきていると考えております。

7月に行われました本市での防災訓練に私も参加いたしました。消防関係の皆様が様々な災害を想定し、実際の災害発生さながらに、迅速に人命救助される様子を拝見し、改めて災害に対する日頃の準備の重要性と、災害が起きたときの迅速な対応が求められるものだと痛感いたしました。

そこで、災害が起こることを想定し、我が市における水や食料品、その他の備品等の備蓄状況がどうなっているかお伺ひいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

当市における備蓄品の備蓄状況でございますが、まず防災倉庫としては、市役所敷地内、牛久運動公園武道館脇、中央生涯学習センター、奥野生涯学習センター、総合福祉センターの5か所ございます。また、教育委員会や学校側と協議の上、牛久小学校、ひたち野うしく小学校、牛久第一中学校、牛久第三中学校、牛久南中学校、下根中学校、ひたち野うしく中学校には、空いているスペースを借用し、備蓄品を収納している状況でございます。

茨城県地域防災計画には、市町村が備蓄すべきものが記載されており、それを踏まえて牛久市としても備蓄を実施しております。備蓄している品目につきましては、飲料水、食料ではアルファ米をはじめとし、ライスクッキー、水が不要なレトルト御飯、麺類、乳幼児用ミルク、ベビーフード等を用意してございます。食料以外では、段ボールベッド、毛布、携帯トイレやマスク、消毒液等の感染症対策用品、プライバシーが保護できるよう、テントやパーティションなど多種多様なものを備蓄している状況です。

次に、備蓄している数量ですが、食料に関しては約4万食分、飲料水に関しては500ミリリットルペットボトルを1万7,400本備蓄しております。食料以外の数量については、主なものになりますが、毛布が約8,000枚、携帯トイレが約6万回分、テントが500張、パーティションが480セット、マスクが約15万7,000枚、おむつが約2万7,000枚あります。これらで不足するものについては、様々な企業と締結している災害協定などで対応していく考えです。

一方、備蓄の基本は各御家庭で実施していただくことです。市としては、最低3日以上 of 食料、飲料及び生活用品を備蓄するよう呼びかけており、今後も周知をしていきたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 防災倉庫についてですが、防災倉庫がどこにあるのかを御存じない住民の方もいらっしゃると思いますので、ぜひ最寄りの場所を機会あるごとに市民の方に御確認いただけるように広報していただければと思います。

学校の空きスペースも、児童生徒の皆さんに共有いただけることで防災の意識を高めてもらうことにつながると思いますので、周知してもらえたらと思います。

また、3日分の食料は、1人当たり1日3食としても9食、飲料水は1日当たり3リットル必要とされていますので、市民の皆様にも防災に関する意識を高めたり、御家族で日頃より話題にしていだけるような啓発活動が重要だと思っております。

さて、先ほどの答弁でお答えしていただいた備蓄量、この備蓄量は全市民の何割が避難するという想定で組まれていますか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 茨城県が公表している茨城県地震被害想定調査報告書では、牛久市の避難者数は被災当日で5,500人となっております、約6.5%となります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 5,500人で約6.5%とのことですが、その割合の市民がそれ

それぞれの避難所に避難したとして、何日分の量になりますでしょうか。お答えいただきたいと思
います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 1日3食と計算しまして、約2.5日分となります。御家庭でお願いし
ている備蓄の最低3日分を合わせますと、約5.5日ということになります。

過去の災害事例を踏まえますと、発災後4日以降は各地からの支援などを受け入れるため、現
在の備蓄量で十分賄えるものと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 約2.5日分、各御家庭での備蓄3日分を合わせて約5.5日分と
いうことですが、自助の部分で3日分の備蓄はなかなか周知することが難しいと個人的には思い
ます。それに加え、3日分の食糧を備蓄することが経済的理由から困難な人もいます。災
害時の基本的な部分は、自助という方針は多くの市町村でも変わらないと思いますし、本市
の備蓄品約2.5日分も相応の量と考えますが、市が補うべき公助の部分は、市民の命と安全を守
るためにも非常に重要な部分でございますので、市民の皆様にも自助の部分の周知をしっかりと本
市として行った上で、自助できない方がどれぐらいの人数いるかを把握し、自助できない方への
市民としての対応も今後考えていく課題と考えています。

共助については、自治会の横のつながりを深めていただきたく、市としても進めていってもら
いたいと思います。

次の質問に移ります。

続いて、今年6月に発生した台風2号における取手市双葉地区民家の床上床下浸水、合わせて
600戸を超える浸水被害や牛久沼の越水被害などが確認されました。住民の皆様からも、災害
の少なかった今までとは違う備えが必要なのではないかというお声も、私自身受けているところ
ですが、水害を受けてのハザードマップの整備状況はどうなっているかお答えください。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 本市における水害ハザードマップの作成についてでございますが、国や
県で作成する洪水浸水想定区域図というものが必要となります。浸水想定区域図は、水防法の規
定に基づき、洪水予報河川と水位周知河川に指定されている河川について作成、公表してありま
すが、牛久市内には洪水予報河川と水位周知河川に指定されている河川がないため、水害のハザ
ードマップはありませんでした。

一方、茨城県では、令和元年東日本台風などの被害を踏まえ、洪水予報河川及び水位周知河川
以外の中小河川でも、新たに洪水浸水想定区域図を作成、公表することになりました。小野川、
乙戸川、桂川、稲荷川については浸水想定区域図の作成が完了し、今年度中には茨城県より洪水
浸水想定区域の指定及び洪水浸水想定区域図が公表される予定でございます。牛久市としても公
表され次第、速やかにホームページ等に掲載し、市民の皆様にも周知してまいります。

一方、谷田川、牛久沼の浸水想定区域図の作成、公表が、県によると来年度になると聞いてお
り、市としてはそれら全ての浸水想定区域図が出そろそろ来年度に水害ハザードマップを作成し、

作成次第、速やかに市民の皆様へ広報していきたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 洪水予報河川や水位周知河川など、経済上重大または相当な損害を生じる可能性がある河川は牛久市内にないとのことですが、県が行っている小野川、乙戸川、桂川、稲荷川などの洪水浸水想定区域の指定及び洪水浸水想定区域図については、住民の皆様にとっても大変重要な情報ですので、連携を取っていただき、作成が完了次第、公表していただけたらと思います。

次の質問に移ります。

台風2号の被害ですが、市内各所でも床下浸水が1か所、道路冠水11か所、車両水没5件、2名が救助されるなど被害が出たとの報告を市側から受けていますが、危険箇所についての周知を今後どのように市民に行っていきますでしょうか。また、隣接市の越水などの状況は、リアルタイムで市民に伝わっていましたでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 6月の梅雨前線に伴う大雨の際は、市民への情報伝達に課題がございましたため、9月の台風13号接近の際はホームページに専用ページを設けました。

この専用ページでは、避難所、防災無線情報、気象警報の発表状況、通行止め等の災害情報を一元化して見られるよう対応したところでございます。今後も、台風接近など大雨が予想される場合は専用ページを設けていきたいと考えております。

また、本年8月より運用を開始した防災アプリケーション「防災うしく」、またLINE等のSNS、テレホンサービス、ホームページ、広報車、消防団等の様々な情報伝達手段を実施しているところでございます。

近隣市の被害状況の市民への伝達につきましては、現時点では実施できておりませんが、牛久市にも大きな影響が出るような被害があった際は周知できるよう、近隣市との連携も検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 6月の課題についても、私も同様の認識を持ちました。市民の命と暮らしを守るための迅速な対応に敬意を表したいと思います。

水害は刻一刻と状況が変化する場合もあるので、水位カメラや国道などに設置されているカメラなどを通じて早めの周知をお願いしたく、よろしく願いいたします。

近年では、移住先を探す上で、子育てや医療の環境に加えて、ハザードマップの状況も重視する方が増えていると聞いております。ハザードマップの対象になる河川がないことや、ふだんから災害対策に取り組んでいる自治体ということは、移住促進にもアドバンテージになると考えますので、引き続きましての安全・安心のための取組を要望して、次の質問に移ります。

続いて、8月から防災アプリケーションがスタートしているが、水害の質問の際に自分自身も利用してみたのですが、まず起動した際に、登録すれば、自分の在住地区が最初に地図で出てくるなど、一目で分かるレイアウトのほうがよいと感じましたので、今後の運用の改善をお願いし

ます。

続いて、関連してですが、防災アプリケーションの利用状況と牛久市の登録者数はどのくらい
の人数でしょうか。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 牛久市では、災害や防災などに関する情報について、防災無線をはじめ、
市のホームページやLINE等、複数のメディアから配信する体制の整備拡充を行っており、そ
の1つとして、本年8月1日よりスマートフォンから受け取れる牛久市専用の防災情報アプリ
ケーション「防災うしく」をリリースし運用を開始しております。これにより、このアプリを通し
て、災害、防災に関する情報が迅速に通知されることとなり、また防災行政無線で発信した情報
についても、このアプリに配信され、容易に内容を確認することができるようになりました。

ほかにも避難所等を記した防災マップや災害用伝言板、さらには防災や生活などに役立つ各種
のリンクを設けており、平常時からお使いいただける仕様となっております。

防災うしくアプリケーションは、10月1日時点で4,119人の方に登録をいただいておりますが、
今後ともさらに多くの市民の皆様にご利用され、災害に備えていただきますよう、内容の
周知及び登録の促進を図ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 こちらの防災アプリケーションは、本市に住んでいる方だけではなく、
ほかの市や他県に住んでいる人が、本市に住んでいる御家族の安否確認のためにインストー
ルされる方も多数いらっしゃると思いますので、4,000人から、最低でも人口の1割の8,
000人や1万人程度に広げてもらいたいと思います。

また、冒頭にも述べましたが、地点登録などができ、牛久市に住んでいる御家族の安否が一目
で分かるようなレイアウトも、ひとつ参考にさせていただければと思います。

市民に開かれたアプリケーションの運用を、私自身も市内の友人、知人に広めていきたいと考
えております。

災害時の初動対応に迅速な安全確保と安否確認は、非常に重要なものとなっております。先ほ
ども触れましたが、自助、共助、公助の3つの観点がうまく機能することで、災害に強いまちづ
くりが展開できると考えています。昭和、平成、令和と時代が移り変わりました。昭和の時代
のように親兄弟がたくさんいて、御近所におじやおばといった親戚がたくさん住んでいるよ
うな社会情勢とは大きく変わりました。核家族化が進み、独居世帯も増えて、どうしても自助
や共助の部分が弱まってしまっていると、公助の重要性が高まってくるのは当然の流れだ
と思います。家族の絆や地域の絆を高めるとともに、市が支え合いの役割を果たすことが、
市民の安全・安心につながりますので、行政と議会が一丸となって取り組んでいくことが
重要だと考えます。

次に、大きく分けて2つ目の質問、新市長のマニフェストの基本政策、6つの柱の移住政策
の推進についてお伺いいたします。

まず初めに、市外、県外、首都圏からのそれぞれの流入人口の変化と伸びの現状をお答え
ください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 本市の人口は、平成29年12月の8万5,255人をピークに減少に転じ、その後の人口の増減について、住民基本台帳の年度ごとの集計を見ても、出生者数と死亡者数の差である自然増減については、平成30年度が133人の減少であったものが、出生者数の低下、死亡者数の増加により、令和2年度は268人の減少、令和3年度は362人の減少、令和4年度は512人の減少と加速度的に減少が進んでおります。

その一方で、転入者と転出者の差である社会増減に関しましては、令和2年度は93人の増加、令和3年度は126人の増加、令和4年度は137人の増加と、転入超過の状況が続いているところであります。

牛久市への転入者の詳細につきまして、総務省の集計によると、令和元年から令和3年までの数値として、県内他市町村からの転入が、令和元年が1,533人、令和2年が1,539人、令和3年が1,472人となっており、県外からの転入が、令和元年が1,612人、令和2年が1,679人、令和3年が1,722人となっております。

さらに、首都圏からの転入については、東京都からの転入数が年間約400人で推移しており、これまで東京都に対しては転出超過となっておりますが、令和3年については、転入が442人、転出が407人と転入超過となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 本市が、自然増減では減っているが、社会増減では増えていることは、市民の間でもあまり知られていないと思います。

また、東京都の社会増減においても、コロナ禍の影響もあると思われませんが、増加していることは誇るべきだと思いますので、シビックプライドの醸成の観点からも、市内外に広報することが人口増加につながると思いますので、転入超過が持続するように、今後も様々な方面への継続的なアプローチを進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

わくわく茨城生活実現事業の対象条件について、お聞きします。テレワークによる移住前の業務を継続、牛久市が定める関係人口の要件等、幾つか挙げられると思いますが、それぞれの対象条件の現状と、本市におけるわくわく茨城生活実現事業の予算をお答えください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 移住支援金事業につきましては、令和元年度に国において地方創生移住支援事業として創設されたものであり、首都圏域からの転入者に対し、移住支援金を交付する制度となっております。

事業の財源内訳につきましては、支援金のうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとなっておりますが、国の交付金については、茨城県がわくわく茨城生活実現事業として対象市町村を取りまとめて国に申請し、交付を受ける形となっており、本市の予算上は、県支出金として事業費の4分の3の額を受け入れております。

次に、本市における支援金の実績につきましては、令和元年の事業創設以降、現在までの交付

件数は15件であり、そのうちテレワークによる移住が14件、関係人口に関する要件が1件、その他の県内企業への就職、起業に関する要件は実績なしとなっております、これまでの交付金額の合計は1,500万円となっております。

また、交付要件といたしまして、転入後5年以上継続して居住を条件としており、5年以内に転出することとなった場合には、支援金申請日から3年未満であれば、支援金全額の返還、3年以上5年未満での転出であれば半額の返還を規定しております。

支援金交付後の居住実態については、毎年、居住状況調査を通知し、回答を得ることで確認をすることとしており、これまでに返還が生じた案件はございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 わくわく茨城生活実現事業の利用者の状況についてですが、こちらは年度途中の6月23日に予算の上限が来て停止していると聞いております。新年度が始まって僅か3か月での停止になっているなど、予算規模や対象者の範囲、条件など、より分かりやすく周知してもらえたらと思います。

また、国、県の枠組みなので、市単独ではできない事業とはなっておりますが、牛久市に移住したいという方を、首都圏の縛りに限定せず、予算の兼ね合いを見ながら増やしていくことが重要だと思います。

次の質問に移ります。

次に、空き家活用法の具体案、空き家を改築して低額で貸し出すなどのハード面への取組について伺います。実際、移住者向けの運用がどの程度行われているか、お答えいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

本市の空き家等対策は、令和4年2月に策定した第2次牛久市空家等対策計画の中で、3つの基本方針である、空家等の発生予防と抑制、空家等の有効活用、管理不全空家等の解消について、各施策を実施しているところでございます。

本市の空き家等の活用策といたしましては、牛久市空家バンク制度を平成29年9月に、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結いたしまして、空家バンクの運用を開始し、令和2年10月には新たに空き地も対象に加え、牛久市空家・空地バンクとして運用しております。

このバンクの実績といたしましては、令和5年9月1日現在、累計でございますが、空き家89件、空き地55件、合計144件の物件登録がございます。その中で、空き家57件、空き地22件の売買が成約し、140人が市内に転居、転入されております。その内訳といたしまして、市内の転居移動が65人、市外からの転入は48人、県外からの転入が27人でございます。

また、平成29年度から実施している水道の閉栓情報を利用した空家実態調査の中で所有者アンケートを実施してございます。アンケートの質問項目では、空き家の今後について回答をいただいておりますが、直近の令和4年度のアンケート結果では、自己または親族が使用したいが2

4. 4%、売却したいが34.1%、撤去、取壊ししたいが19.5%、貸出ししたいが4.9%、そのまま保有したいが17.1%という結果でございます。

今後の移住推進に向けた空き家の活用策としましては、空き家は移住者の住まい確保の一端を担う存在であることから、所有者の意向を確認いたしながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 当然所有者の意向が権利として保障されるべきですが、空き家は様々なリスクがあるだけではなく、本市にとっては人口増加の鍵を握っていると思われま。マイナスという漢字の当て字にした「負動産」から富むという当て字の「富動産」に、所有者、地域、行政が同じ方向を見て考えていくことが重要であると考えます。

今後、日本では空き家がさらに増え、2040年には全国で今年の件数の倍に相当する712万戸になる予想で、本市においても同様の傾向になってくると思います。所有者と借りたい人をしっかりとつなげていく役割を市には期待し、様々な機会に移住促進のための空き家再生の啓発活動をよろしくお願いします。

最後の質問になります。

沼田市長にぜひ市長選挙で市民の皆様提示した移住促進の公約について、市外に出向いての牛久市への移住される人の誘致やアピールの取組、今後の戦略について答弁をいただきたいと思ひます。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 加藤議員の質問にお答えいたします。

市外における本市のPR活動につきましては、これまでも市内外の各種イベントにおいて、本市のPRブースを設置し、観光や特産物などの周知活動を実施してまいりました。

市外での主なイベントといたしましては、包括連携協定を締結しましたプロスポーツ団体である鹿島アントラーズや、茨城ロボッツにおいて開催される牛久の日、また都内で開催された移住に関する相談会などへの参加などにより、市外の方々へのPRをしてまいりました。

また、牛久運動公園で開催された日本ハムファイターズのイースタンリーグ茨城シリーズや、日本遺産である牛久シャトーでのイベントなど、市内、市外問わず来訪される皆様に向けたPR活動も実施してきたところであります。

また、私自身が広告塔となりトップセールスを行うことは、来訪者とのコミュニケーションを図ることができるなど、市の魅力を発信する上で非常に有効な手段であると考えております。

今後も、市内外で行われる様々なイベントやプロモーションにおいて、私自身が先頭に立って、牛久市のPRを進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 加藤政之議員。

○11番 加藤政之 議員 沼田市長の答弁ありがとうございました。

人口減の時代の到来で、自治体間の競争が激化していることで、全国の自治体で首長のトップ

セールスが非常に重要となっています。沼田市長にも、牛久市が持続可能な安全・安心なまちづくりを継続できるような取組と、牛久の魅力を今後も積極的に発信していただきますよう御期待し、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で、11番加藤政之議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は、これで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後5時00分延会